

第七十二回 参議院大蔵委員会會議録第十九号

(三三五)

昭和四十九年五月三十日(木曜日)
午前十時十分開会

委員の異動

五月二十九日

辞任

河本嘉久蔵君

嶋崎 均君

田中 一君

五月三十日

辞任

矢野 登君

林田悠紀夫君

辻 一彦君

補欠選任

矢野 登君

林田悠紀夫君

辻 一彦君

補欠選任

河本嘉久蔵君

嶋崎 均君

村田 秀三君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

土屋 義彦君

河本嘉久蔵君

藤田 正明君

成瀬 幡治君

多田 省吾君

栗林 卓司君

委員

青木 一男君

柴田 栄君

嶋崎 均君

西田 信一君

松垣徳太郎君

辻 一彦君

戸田 菊雄君

野末 和彦君

國務大臣

大蔵大臣

福田 赳夫君

政府委員

第五部 大蔵委員会會議録第十九号 昭和四十九年五月三十日【参議院】

○電源開発促進特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(土屋義彦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についておはかりいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に河本嘉久蔵君を指名いたします。

○委員長(土屋義彦君) 電源開発促進税法案及び電源開発促進特別会計法案。

以上二法案を便宜一括して議題といたします。

この際、参考人の方に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多忙中にもかかわらず、本委員会に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

ひとつ忌憚のない御意見を聞かせ願えれば、まことに幸甚に存じます。

これからの会議の進め方につきまして申し上げます。

参考人の方々は、お一人十分程度の御意見を述べさせていただきます。その後、委員の方々の質疑にお答えをいただきたいと存じますので、どうぞよろしく願います。御國生参考人。

○参考人(御國生等君) 御國生でございます。本日は、電源開発促進税法案及び電源開発促進特別会計法案につきまして、私の若干の意見を申し上げます。

昭和三十年以来、日本経済は平均年率一〇%をこえる高い成長率のもとに拡大発展を遂げてまいりました。これは、いまさら申し上げるまでもないことだと思ひます。しかし、その内容を見ますと、いわゆる民間設備投資主導型といわれております。主として大企業の設備投資及び設備投資に基づく誘発効果が、各産業における需要増大の効果を及ぼすことによって、このような高い成長率を維持し得たものだといふふうなわれわれは考えているわけでありまして、しかし、その反面、国民の生活は一体どうなっているのか。これもいまさら申し上げるまでもなく、高物価あるいは公害の全国的な蔓延、その他過密、過疎等々の、いわゆる政府側のことはをかりれば高度成長のひずみ、われわれのことはをもちつれば、国民生活を苦しめるさまざまな矛盾が増大したということもまた否定することができない事実だと考えられます。したがって、政府あるいは財界の有識者等においてさえ、今日発想の転換が叫ばれているわけでありまして、つまり、従来の高度成長が、いわゆる民間設備投資を主導するものであり、そこに重点がかかってきたという点から転換し、真に国民福祉増進のための経済政策へ転換すべき時期にいまきているということでありまして、

特に、たとえば資源問題を取りましても、昨年十月のOPEC諸国の原油供給削減措置によって、日本経済が大きくゆり動かされたわけでありまして、その辺からも資源問題を一つの契機にして、いままでの、資源はあり余っている、エネルギーを含めた工業にとつての資源はあり余っていない

上げまして御参考に供したいと思ひます。

まず、初めに申し上げたいのは、いま、御承知のとおり、従来のいわゆる民間設備投資主導型の高度成長が、大きな転換期に差しかかっているという点について、皆さんの御注意をいま一応喚起したいという点でございます。

昭和三十年以来、日本経済は平均年率一〇%をこえる高い成長率のもとに拡大発展を遂げてまいりました。これは、いまさら申し上げるまでもないことだと思ひます。しかし、その内容を見ますと、いわゆる民間設備投資主導型といわれております。主として大企業の設備投資及び設備投資に基づく誘発効果が、各産業における需要増大の効果を及ぼすことによって、このような高い成長率を維持し得たものだといふふうなわれわれは考えているわけでありまして、しかし、その反面、国民の生活は一体どうなっているのか。これもいまさら申し上げるまでもなく、高物価あるいは公害の全国的な蔓延、その他過密、過疎等々の、いわゆる政府側のことはをかりれば高度成長のひずみ、われわれのことはをもちつれば、国民生活を苦しめるさまざまな矛盾が増大したということもまた否定することができない事実だと考えられます。したがって、政府あるいは財界の有識者等においてさえ、今日発想の転換が叫ばれているわけでありまして、つまり、従来の高度成長が、いわゆる民間設備投資を主導するものであり、そこに重点がかかってきたという点から転換し、真に国民福祉増進のための経済政策へ転換すべき時期にいまきているということでありまして、

特に、たとえば資源問題を取りましても、昨年十月のOPEC諸国の原油供給削減措置によって、日本経済が大きくゆり動かされたわけでありまして、その辺からも資源問題を一つの契機にして、いままでの、資源はあり余っている、エネルギーを含めた工業にとつての資源はあり余っていない

上げまして御参考に供したいと思ひます。

まず、初めに申し上げたいのは、いま、御承知のとおり、従来のいわゆる民間設備投資主導型の高度成長が、大きな転換期に差しかかっているという点について、皆さんの御注意をいま一応喚起したいという点でございます。

昭和三十年以来、日本経済は平均年率一〇%をこえる高い成長率のもとに拡大発展を遂げてまいりました。これは、いまさら申し上げるまでもないことだと思ひます。しかし、その内容を見ますと、いわゆる民間設備投資主導型といわれております。主として大企業の設備投資及び設備投資に基づく誘発効果が、各産業における需要増大の効果を及ぼすことによって、このような高い成長率を維持し得たものだといふふうなわれわれは考えているわけでありまして、しかし、その反面、国民の生活は一体どうなっているのか。これもいまさら申し上げるまでもなく、高物価あるいは公害の全国的な蔓延、その他過密、過疎等々の、いわゆる政府側のことはをかりれば高度成長のひずみ、われわれのことはをもちつれば、国民生活を苦しめるさまざまな矛盾が増大したということもまた否定することができない事実だと考えられます。したがって、政府あるいは財界の有識者等においてさえ、今日発想の転換が叫ばれているわけでありまして、つまり、従来の高度成長が、いわゆる民間設備投資を主導するものであり、そこに重点がかかってきたという点から転換し、真に国民福祉増進のための経済政策へ転換すべき時期にいまきているということでありまして、

特に、たとえば資源問題を取りましても、昨年十月のOPEC諸国の原油供給削減措置によって、日本経済が大きくゆり動かされたわけでありまして、その辺からも資源問題を一つの契機にして、いままでの、資源はあり余っている、エネルギーを含めた工業にとつての資源はあり余っていない

上げまして御参考に供したいと思ひます。

まず、初めに申し上げたいのは、いま、御承知のとおり、従来のいわゆる民間設備投資主導型の高度成長が、大きな転換期に差しかかっているという点について、皆さんの御注意をいま一応喚起したいという点でございます。

昭和三十年以来、日本経済は平均年率一〇%をこえる高い成長率のもとに拡大発展を遂げてまいりました。これは、いまさら申し上げるまでもないことだと思ひます。しかし、その内容を見ますと、いわゆる民間設備投資主導型といわれております。主として大企業の設備投資及び設備投資に基づく誘発効果が、各産業における需要増大の効果を及ぼすことによって、このような高い成長率を維持し得たものだといふふうなわれわれは考えているわけでありまして、しかし、その反面、国民の生活は一体どうなっているのか。これもいまさら申し上げるまでもなく、高物価あるいは公害の全国的な蔓延、その他過密、過疎等々の、いわゆる政府側のことはをかりれば高度成長のひずみ、われわれのことはをもちつれば、国民生活を苦しめるさまざまな矛盾が増大したということもまた否定することができない事実だと考えられます。したがって、政府あるいは財界の有識者等においてさえ、今日発想の転換が叫ばれているわけでありまして、つまり、従来の高度成長が、いわゆる民間設備投資を主導するものであり、そこに重点がかかってきたという点から転換し、真に国民福祉増進のための経済政策へ転換すべき時期にいまきているということでありまして、

特に、たとえば資源問題を取りましても、昨年十月のOPEC諸国の原油供給削減措置によって、日本経済が大きくゆり動かされたわけでありまして、その辺からも資源問題を一つの契機にして、いままでの、資源はあり余っている、エネルギーを含めた工業にとつての資源はあり余っていない

上げまして御参考に供したいと思ひます。

まず、初めに申し上げたいのは、いま、御承知のとおり、従来のいわゆる民間設備投資主導型の高度成長が、大きな転換期に差しかかっているという点について、皆さんの御注意をいま一応喚起したいという点でございます。

昭和三十年以来、日本経済は平均年率一〇%をこえる高い成長率のもとに拡大発展を遂げてまいりました。これは、いまさら申し上げるまでもないことだと思ひます。しかし、その内容を見ますと、いわゆる民間設備投資主導型といわれております。主として大企業の設備投資及び設備投資に基づく誘発効果が、各産業における需要増大の効果を及ぼすことによって、このような高い成長率を維持し得たものだといふふうなわれわれは考えているわけでありまして、しかし、その反面、国民の生活は一体どうなっているのか。これもいまさら申し上げるまでもなく、高物価あるいは公害の全国的な蔓延、その他過密、過疎等々の、いわゆる政府側のことはをかりれば高度成長のひずみ、われわれのことはをもちつれば、国民生活を苦しめるさまざまな矛盾が増大したということもまた否定することができない事実だと考えられます。したがって、政府あるいは財界の有識者等においてさえ、今日発想の転換が叫ばれているわけでありまして、つまり、従来の高度成長が、いわゆる民間設備投資を主導するものであり、そこに重点がかかってきたという点から転換し、真に国民福祉増進のための経済政策へ転換すべき時期にいまきているということでありまして、

特に、たとえば資源問題を取りましても、昨年十月のOPEC諸国の原油供給削減措置によって、日本経済が大きくゆり動かされたわけでありまして、その辺からも資源問題を一つの契機にして、いままでの、資源はあり余っている、エネルギーを含めた工業にとつての資源はあり余っていない

上げまして御参考に供したいと思ひます。

るといふく然たる前提が、大きくずれたわけ
でございませう。したがって、通産省の、たとへば
産業構造審議会の中間答申にありますが、従
来の資源多消費型の産業構造から、資源節約型
の産業構造へ転換することが急務であるといふ
に叫ばれておりますし、また財界その他におきま
しても、たとへば産業計画懇談会においては、
今後発展を抑制すべきいわゆるネガティブリス
ト及び今後国民経済上発展が望ましいと考えるポ
ジティブリストに記載されております産業は、い
ゆる知識集約型へ転換することが主眼点となつて
いわれている。こういう点を考えましても、いま
政府・財界ですら、従来の資源利用型のあるは
民間設備投資に中心を置いた高度成長から、国民
福祉に重点を置きかねなければならないという必
要が経済上もあることだと判断されます。

ひるがえって、産業にとりまして、あるいは国
民生活にとりまして、きわめて重要な資源である
エネルギー問題を考えますと、電力がこの間どの
程度必要とされるか、いわゆる需給計画想定なる
ものを見ますと、私の手元にはいま日本電力調査
委員会の需給想定しかございせんが、これによ
りますと、昭和四十七年から五十二年までの電力
の需要増大想定を九・一％というふうに見積も
ております。これはもちろん複利増加率ですから、
年平均増加率とは違います。このような高い需給
想定が前提となりまして、電源開発計画が各電力
会社によつて推進されているわけでございませう。
一体これがはたして正しいエネルギー資源の開発
のあり方であるのかどうか、この点には根本的
に疑問を持つてございませう。むしろエネル
ギー資源、その他をなるべく節約する。それによ
つて産業構造の転換をはかり、あるいは公害その他
の発生を未然に防止するといふことが可能になる
ならば、やはり計画はもっと精密に総合的な立場
から今後のあるべき産業構造、あるべき国民生活
の状態を前提とし、一口に言いますれば、国民福
祉に中心を置いた計画のもとに、電力がどの程度
必要とされるかといふことを考えるべきものだ

と思ひますが、しかし、現実に各電力会社が電源開
発を進めておりますその計画を見ますと、決して
従来の高度成長、いわゆる公害多発、資源多消費
型の高度成長から大きく転換しているという様子
は、私の知っている限り見えないわけではござい
ませう。それにもかかわらず、電源開発促進並びに
電源開発促進特別会計をもつて、今後の電源
開発について特別の措置を講じようとするこ
とが、はたして真に国民生活向上安定のために考
えられているのか、あるいは従来のように、産業重
点的な、産業発展重点的な方向で、依然として電
源開発について考えられているのではないかと
いふ疑問を、私は根本的に持たざるを得ないわけ
でございませう。

こういう点から考えますと、私は、現在特に、
電源開発について特別の措置を講じ、いわば一定
の利益誘導をもつて、周辺住民の反対を抑止しよ
うという目的を、この両法案は持つものだと思
はざるを得ないわけではございませう。もし周辺住民の
納得を十分に得る道があるとするれば、それは安全
性並びに電源開発について、国民生活上必要
であるといふ総合的な立場からの説明によつて、
あくまでも納得すべく住民との合意が成立するは
ずであつて、それを特定の利益誘導をもつて、こ
れを無理やりに納得せしめようといふことは、私
としてははた理解に苦しむと、こゝ言わざる
を得ないところでございませう。

またもう一つ問題になりますのは、今後の電源
開発につきまして、特に原子力発電が長期的な計
画の中でのかなり比重を増大するといふように考
えられているわけではございませうが、この点につ
きまして、はたして原子力発電なるものの安全性
並びにその資源を一体どこから輸入することに
なるのか、その辺の資源外国依存型の高度成長を依
然として続けるものではないかといふ点につきま
して、私は大きな疑問を持たざるを得ないわけ
でございませう。

なるほど原子力発電は、今後のエネルギー資源
の上でかなり大きな比重を持つべきものだとい
ふことは、抽象的には一応は納得できないものでは
ございませう。しかし、それはあくまでも、その
安全性が十分に保障され、またその資源の獲得に
ついて、長期的な見通しが十分あり得るといふ
前提のもとに行なうべきものであつて、いたす
るに将来を先取りすると称して、安全性に問題があ
り、また事実上いままでの原子力発電を行なうにつ
いて幾つかの事故が多発している、そういう状況
とか、あるいは一応関東大震災程度の地震にも
いじょうぶなように設計されているといふふう
に伺つておりますけれども、たとへばそれを上回る
ような地震、あるいは局地的な地震、災害等があ
つた場合に、この安全性が十分に保障できるもの
であるのかどうか、そういう点につきまして、私は
しろうとながら十分ではないのではないかと
点に大きな疑問を持たざるを得ないわけでは
ございませう。

また資源を効率的に使用するという、今後のわ
れわれの資源利用についての基本的な立場からい
いまして、原子力発電なるものが、はたして資
源を一〇〇％利用し得る技術的な開発が十分にな
されているのかどうかといふ点につきましても、
私は、十分な納得を得るような説明をいまだに受
けておりません。そういう点から見ますと、私は、
技術的に十分な基礎がいまだに置かれていない原
子力発電並びに将来のエネルギー問題についての
計画は、慎重に行なうべきものだ、こゝいうふ
うに考えられるわけでございませう。ことにイン
ドが原爆の実験をいたしまして、それが国際的な波
紋を呼んでいることは御承知のとおりでございま
す。技術的には私詳しいことは存じませうけれど
も、しかし、原子力発電所が、その技術的な関連
性において、核兵器を持つ可能性を開くものであ
るといふことも否定することはできないだらうと
思ひます。

そういふきわめて危険な可能性を持つている原
子力発電に際して、たとへば現在まで企業機密あ
るいは国家機密という名のもとに、その公開がし
ばし問題になっている、また法制審議会から昨
日刑法の改正案なるものが答申されました、こ
れが国会に上程になるまでは多少の時日がかかる
ものだと思いますけれども、この中に、御承知の
とおり、国家機密並びに企業機密漏示罪なるもの
が新設されております。このような企業機密、国
家機密をきわめて重く尊重するといふようないま
の方向から考えましても、原子力発電なるものが、
核兵器への技術的な展開を切り開く可能性を十分
にわれわれ国民の側において阻止し得るものであ
るかどうかが、その可能性を一体どの程度持つもの
であるのかどうかといふ点においても、きわめて私
は危惧の念を持たざるを得ないわけではござい
ませう。

以上総合いたしました、私は、本日問題になつ
ております電源開発促進税法案及び電源開発促進
対策特別会計法案について反対の立場を表明する
ものでございませう。

○委員長(土屋義彦) 続きまして木下参考人に
お願いいたします。

○参考人(木下和夫) 御紹介ありがとうございました。
下和夫でございます。

電源開発促進税法案及び電源開発促進対策特別
会計法案につきまして、若干私見を述べさせてい
ただきます。

第一に申し上げたいことは、昨年の十一月以来
の原油価格の高騰あるいは供給不足に基づきまし
て、急遽わが国のエネルギー政策全般の変更が必
要であるといふ事態に立ち入りしましたことは、ど
なたも御承知のとおりであらうかと思ひます。
で、どのような代替のエネルギーを使うかといふ
問題につきましては、技術的あるいは経済的な問
題もさることながら、とりわけ安全性を第一に
した新しい切りかえが必要であることは申すま
でございませう。そのために、発電の原料として
の基礎エネルギーが原子力に求められるか、ある
いは火力をどの程度使うか、あるいは水力をどの
程度それに加えていくかといふことにつきまして
は、おそらく別途にさまざまな見地からその最も
望ましい組み合わせが必要であらうかと思ひま

す。

それと同時に、エネルギーの節約ということが、やはり経済的に問題でございしますが、従来とられましたがエネルギー価格については、基礎的な国民生活に必要な部分、いわゆるナショナルミニマムの部分についてはなるべく価格を抑えて、それをこえる部分については、価格機構をうまく働かせて節約の方向へ持っていくという着想も、電力料金改定については出ておる事態でございします。

そういう事態に最も現実的に問題を考えますれば、これからの日本の経済が、確かに重化学工業中心の非常な高成長というパターンから、国民生活充実の方向へ進むべきことは当然でございしますけれども、その中でやはり供給義務を持つ電力会社が、その需要の増加に応じて適切に十分な電力を供給するという要請もまたこれは認めなければならぬと思ひます。そういう意味で、おそらく急速この税法の案あるいは特別会計の設置に関する案ができたものと解釈をいたしております。

で、そのような安全性とか、あるいは世界の各国がエネルギーの転換に伴って払っておる努力とか、方針というものを踏まえながら、わが国は技術的な研究というものにおそらく国費の多くの部分を投入して推進をしなければならぬと同時に、各発電の責任を持つておる電力会社は、それらの膨大な設備投資の資金は、当然それぞれの企業において負担をしなければならぬと思ひます。ところが、申すまでもないことでございします。が、発電に伴いましてはさまざまな環境に対する悪影響というものがございします。この問題は、本来電力会社が環境の整備あるいは環境破壊の防止のために負担をしなければならぬという筋書きになつておりますが、しかし、そのような公共的な施設の整備ということでは、やはり国あるいは地方公共団体の責務であるのが本来の筋であらうと思ひます。そのような破壊によつて、一方において害を与え、他方電力の需要家のほうは、おそらく発電の施設の所在地よりも遠隔の地に住んでおる。そこでは利益を受けておるけれども、他

方においては発電施設の所在市町村の住民はかなりの被害を受けておる。この対応関係というのはかなり明白でございします。御承知のように、いま市町村税といたしまして電気税というものがございします。この電気税の収入は、その発電施設所在の市町村に還元されるという仕組みになつておりません。確かに電気税を利用して、発電施設の所在する市町村の住民にさまざまな施設を提供するということが必要であらうかと思ひます。が、現状では市町村の電気税は、その当該消費者が住んでおる市町村の一般財源として、これは重要な税源になつておるわけであります。したがひまして、今回の新税法の案に基づきます新税の創設は、いわば目的税として、一方において受益があり、他方においてコストの費用を負担するという関係に着目いたしまして、課税の技術上は電力会社が支払うことになりすが、しかし、その負担は受益者に還元されると、いわば転嫁されると、そしてその費用を、発電所所在の市町村の住民のために、さまざまな公共施設の財源にプラスして加えると、上積みをするというアイデアだと思ひます。もちろん国庫補助事業でございします。国庫負担金がございします。それから地方交付税が一般財源でございします。で、これを使う。その上にこの収入でもって地元住民の利益になるようなさまざまな施設をつくるという基本的な考え方については、私は説得的であるというふうな判断をいたします。

もちろん、第二に申し上げたいのは、目的税という問題について、私、所属しております税制調査会においては、かつて目的税の採用についてはかなり消極的な意見が述べられております。その消極的と申しますのは、一般に租税のあり方というものは、国民全体あるいは住民全体にさまざまな利益を与えるそのコストを、国民ないし市民が共通に負担しようということから出てきております。で、特定の利益というのに対して、税というものはなじみにくいというのが基本的な考え方であらうと思ひます。特定の利益とその費用負担と

いう関係ならば、これ、市場経済にまかしておけばいいというのが、私どもの基本的な考え方でございます。ところが最近のように、国民生活あるいは社会経済活動に伴ないまして、そのようにはつきり一般的利益を与える、あるいは一般的費用の負担を求めるといふ形以外のものが出てきておるわけであります。たとえば自動車走らすことによつて道路の需要がふえる、それでは道路費の一部を自動車に関する諸税によつて捻出するという考え方がございします。また、また航空機の騒音その他のさまざまな外部不経済の予防のための費用を、航空機燃料に対する税を課することによつて負担をせしめよう、これはおそらく航空機の旅客がその費用を負担して、そして空港所在の空港近辺の市町村の住民のためにさまざまな施設その他の財源を調達するのに用いるという考え方でもございします。

こういう考え方が実は最近ではさまざまな公的な施設について必要性が出てまいりました。これは社会経済の生活のからみ合いが非常に複雑になつたということと背景に置いて出てきたのでありまして、政府あるいは地方公共団体が、きわめて単純なミニマムな行政をしておる場合にはほとんど出てまいりませんが、多様な問題について、多様な公共的な行動が必要にならざるを得ない、こういう目的税の導入ということも当然考えられてしかるべき問題として出てきておるわけであります。

そういう意味を込めまして、実は昭和三十九年十二月の税制改正に関する長期答申のうち、目的税のところは、これは主として専門家の意見をもととしてとりまとめられたものでございしますが、私どもは、一般原則としては望ましくないけれども、特定の利益と、コストの負担について明確な対応関係がある場合には、こういう目的税を採用することも考えられるという結論になつておるわけであります。

今回の法案につきましては、私は、目的税に合致する一つのケースでございします。そのような判断から、この税の趣旨、目的税というものについて、目的税であるから、この税が好ましくないという議論は私はとらないわけであります。さらには、目的税はさまざまなものが現在ございしますが、地方税にはなじむけれども、国税になじまないという議論もあらうかと思ひます。これは理由をいたしましては、おそらく地方行政のサービスと利益というものがかなり明確にとらえられやすい。で、国全体の財政を通ずるところの国民の利益というものと比較いたしますと、相対的に利益がとらえられやすい、あるいはそれに要するコストとの対応関係が相対的に明確であるということから、おそらく地方税にはなじむという議論が出てくるのではないかと思ひます。しかし、この新税の場合には、行政サービスをいたしますのは市町村でございまして、国のレベルで財源の調整をする、言いかえれば、税を徴収して、それを特別会計に入れて市町村に交付するという形でございします。で、これを国税、地方税のレベルで、目的税の確信があるかないかという議論をいたしますのは、やや問題の実際的な意味とは離れておるのではないかと思ひます。

それから最後に一点つけ加えたいと思ひます。が、これは、この法案並びに特別会計法の案につきまして、税制調査会で諮問されたこともないし、またこれに対して論議したこともないという点について若干の問題があらうかと思ひます。もちろん私も毎年総理大臣から一般的な問題につきまして諮問を受けてまして、その細目につきましては通常は触れてございしません。したがつて、概括的な議論をするのが主でございまして、とりわけ年度末になりますと、翌年度の税制改正について非常に密度の高い議論をいたしておるのが実情でございします。実はこの税の構想に若干類似した新しい税の創設ということにつきましては、地方税改正の一環といたしまして、きわめてばく然とした形で発電税あるいは電力会社が負担するところの府県税という形で提案が行なわれたように私は記憶いたしております。幾つかの項目の中にはつきりとした形であげておるのじやなくて、話題に

なつたことはあつたように私は記憶いたしております。もちろんその内容は、ずいぶん今回の場合と変わつておりますけれども、私ももといたしましては、すべての税についてあらかじめ税制調査会の論議の対象として、それに対するイエスあるいはノーという結論を本来は取りつけるべきものが、その後急遽年度末に近づくにつれて、この税が創設されてきたという問題につきまして、私は、これは残念なことであつた、言いかえれば、早くかけてくれればより望ましかつたという感じを持っております。ただし、このような例は、たとえば会社の非常膨大化したしまた利潤に対して課税された問題にいたしまして、これは私も税制調査会には論議の対象となつておりません。これはしかし、議員立法という形でございますので、比較的問題が、私どもとしては問題を見逃してはおりますが、この電源開発促進税法案につきましては、その法案ができた段階あるいはその中身について各委員に対してそれぞれ詳細な報告をいたしておられます。で、これについては、おそらく新年度に行なわれま

つた。続いて岩本参考人お願いします。
○参考人(岩本忠夫) 福島県双葉町の岩本忠夫であります。

私の住んでいる地点から約二キロほど離れたところに福島原子力発電所がございます。私は、今回の電源開発促進法は関係法案に反対をする立場で若干意見を申し上げたいと思つております。

今回出されている電源開発促進法案、私はこの法案については、つまりいま全国的に各地で原発反対運動が展開をされている。つまり、地域の住民が、危険な原発に対して拒否権を行なっている。これに対する対策が、電源開発促進法という形で出されたものだといふうちに実は理解をされているわけでありまして、きわめて意図的な住民抑圧の、そして危険な原発を金で押しつける。言うならば、そういう内容を持った法案ではなからうかといふふうに解せざるを得ないのであります。

私たちの双葉郡の状況を簡単に申し上げますと、六町二カ村の、言うならば、福島県ではきわめて後進的な地域だと古くからいわれておりました。しかし、貧しくとも、農業や漁業を中心にして、平和でしあわせな、言うならば生活を今日まで続けてきたわけでありまして、今日、原発促進派といわれている一部の人は、双葉郡の後進性は、今日まで農業や漁業に依存をいたから、だからチベット地帯といわれるようなそういう状況を生んでいるのだ、こういう指摘をされております。しかし私は、今日の農業や漁業を非常に、たとえば農政不在、さらにまた漁民の生活を非常に苦しめている。さらにまた一般住民の生活を極度に抑圧をしている。こういう状況をつくり出したのは、何といつても政府みずからの政策のまずさ、たとえば農業問題で申し上げますならば、生産調整や減反によつて農民を重化学工業に吸収をして、そういう中から農業を破壊していった、こういう経過がそれを示しているのじやないかといふふうに実は考えるわけでありまして、そういう点から、私たちのほうに原子力発電所が建設

をされて、そういう中から地域の一部の人たちは、特にこれは自治体の長であります、原子力発電所をもつて地域の開発を行ないたい、そういうことを盛んに宣伝をしております。そしてまたその中に、原子力発電所の設置によつて地域のメリツトといふものを非常に期待をし、さらにまた、それを誇張して宣伝をしております。その裏にはどういふものがあるかと申し上げますと、やっぱり原子力発電所は危険である、危険な原子力発電所が設置された以上、それに対する見返りの条件があつてしかるべきだといふものが、自治体の中にあるんじゃないかといふふうに実は考えているわけでありまして。しかし地域の住民は、幾ら自治体の長が地域メリツトを期待しても、今日の原発の安全性が確保されない限り、いま出されているような電源開発促進法案、これをもつて金を与えて原発を促進する、こういうものには徹底的に反対をしていくという立場が、地域住民の中には強く根ざしていることも確かであります。私はそういう立場から、今日まで福島一号炉が運転をされてきたその中におけるさまざまな問題点、これをまず指摘をしたいといふふうに思ひます。

同時にまた、これまでの四月十六年の八月に福島一号炉の中で働いていた作業員の五名が、二・五レム以上の被曝を受けるなど、こういう事故もございましたし、日常的に作業員の被曝が継続をされております。許容量以上の被曝をして、ある作業員は二カ月も仕事を休んでゐる、こういう事態もございまして。

さらにまた、廃棄物の問題であります。現在、ドラム缶に詰められた廃棄物が六千本以上は格納されているといふことであります。同時にまた、さらに危険なのは、放射性を含んだあの廃液がたぐさん貯蔵されております。これらの処理の問題についても、まだ具体的にどう処理されるのか明らかにされておられません。こういうことについて、かなり私たちは不安を持てているわけであり

はその説明といふものが行なわれることを私期待しておりますが、しかし、どの範囲まで私どもに諮問があつて、どの範囲まで諮問しなかりやらないといふ点につきましては、一種のモラルな義務といふものがある、あるいは慣行といふものか、そういうものがあるだけであつて、きちんとした制度といふものの樹立あるいは設定にまで至っていないのが現状ではないかと思つております。この点につきましては、委員の一人といたしましては、また繰り返しますが、まことに論議の対象にならなかつた問題が、突如として出てきたのは不満であるという表明をせざるを得ませんけれども、緊急の対策であるならば、これはいたしかたないという感じで受け取つておるのが、私の率直な感想でございます。

以上で終わります。

○委員長(土屋義彦) ありがとうございます。

同時にまた、ことしの三月の十一日に、福島県議会の中で明らかにされた問題であります。一、一号炉の蒸気管の蒸気漏れの問題であります。これは三月の十一日に県議会で質問いたしました際に、蒸気漏れがあるから直ちに運転を停止をして、すみやかに修理をしない、こういう要請をしたわけでありまして、県当局は、福島一号炉はきわめて安全に運転をされております、こういう答弁をいたしました。しかし、そのときはすでに福島一号炉は運転を停止をされておりました。運転を停止をした理由を東京電力はこう述べております。送電線の工事のために運転を停止をした、こういうことを言っているのではありませんが、実際にその工事事務所の所長からあとで聞きまして、送電線の工事などは一切やっております。こういうことを所長が申しております。したがって、送電線の工事で一号炉をとめたといふことは

まったく偽りでありまして、実は、実際にスチーム管から蒸気が漏れていたという事故があったというこの、後日かなり確証がありました。それは、問題のスチーム管をあとで交換をいたしまして、その交換をいたしました危険な放射能が付着をしているスチーム管を、ブルで約二メートル土を掘りまして、その中にスチーム管をいけたという、埋めてしまったという、こういう疑いがあります。目下、私たちのほうでその問題についても調査中ですが、そういう問題がある限り、私たちは原子力の安全性というものを信じることはできないのであります。

同時にまた、今回、福島第二原子力発電所の百十万キロワット——一号炉が安全審査会が通ったようでありまして、その前に、昨年九月の十八、十九日に福島公聴会が開かれました。しかし、その公聴会が開かれるまでに、三十五億の漁業補償が決定し、さらに事前着工ともいわれる進入道路や排水口や、さらに一号炉の敷地を造成をしているわけでありまして、こういう点についても、あの福島で行なわれた公聴会のごまかしが具体的に、はつきりできるんじゃないかというふうには実は考えるわけでありまして。

私は、そのような危険な原子力発電所を、電源開発促進税法などというもので、あめをもつて反対住民を押しつける、なだめる、こういう意図的な法案には私は反対であります。いまこそ私は、原子力基本法にある自主、民主、公開という、その平和三原則を守りつつ、原子力発電所の安全性をさらに大きく見直していく必要があるだろうというふうに考えます。

以上をもちまして私の意見にかえさせていただきます。

○委員長(土屋義彦君) ありがとうございます。

続きまして板倉参考人お願いいたします。

○参考人(板倉哲郎君) 板倉でございます。電源開発促進対策特別会計法案と、それから電源開発促進税法の件に關しまして、私の意見を述べさせていただきます。

させていただきます。

世界的に見ましてエネルギーの増加というのは、特に高度の産業政策ということ等は抜きにして、人口の増大あるいは産業からフィードバックされます民生の向上ということについて、これは世界の全人類がすでに合意を得ている一つの考え方であると考えます。このエネルギー源としての電力の需給ということにつきましても、需給の想定につきましても、数値的にならざるを得ない場合もありませんし、あるいは産業構造そのものについての修正その他ということについて見直しが必要ならば行なわれているわけでございます。かつての十年ぐらいつきましては、皆さん御承知のように、わが国におきまして電力の伸びというのは、十数%という大きな伸びを示していることもございましたが、つい最近一、三の伸びしか行なわれておりましたが、現在では八・八%あるいは九%ぐらいに、産業構造そのものの見直し、民生に対する重点ということによつてすでになされていくわけでございます。この見直しをいたしました八・八%あるいは九%というふうな電力の必要性ということから考えまして、現在進められていまして発電計画というものが、現実的には近い将来電力の不足を来すことは、見通し上指摘がされているわけでございます。そういう点につきましても、一つの、何といひますか、重工業の推進ということを抜きにいたしまして、日本につきましても、日本国民の福祉生活を、現在の状態を維持する上においても、さらに電力の需要というものは増加しているわけでございます。これを広く世界的に見ますれば、まだ開発途上国、そういう国々というものを、世界人類を平均して考えますときには、さらに世界的にも電力あるいはエネルギーというものの需要というものは、ますます増大せざるを得ないわけでございます。

で、この電力を何によつてまかなうかということにつきましても、現在では火力、水力、ごく一部分原子力が行なわれているわけでございますが、きれいなエネルギーを得るということについての

技術開発は大いに進められております。私は、原子力発電というものは、きれいなエネルギーを得る一つのきわめて有望なものと考えております。もちろん、遠き将来に核融合、さらには太陽エネルギーの直接利用という点の技術開発を大いに進める必要はあり、それを期待するものではありませんが、現在のところ、核融合にいたしましても、あるいは太陽エネルギーのかなり直接的な利用にいたしましても、一つの実験室的な小規模の実験段階であり、あるいは技術者の望む一つの将来の姿でありまして、これらのものがこの数十年間に実用的になる見通しは全く立っておりません。しからば、私たちがこの国民生活を保つために、この五十年間ぐらひの電力というものを何にたよるを得ないかといひますことは、何もわが国日本だけではないかと、世界各國とも、原子力発電にたよるを得ないという考えが固着してあります。よくアメリカの例にならって日本が原子力発電を推進しているんだという話を端的に話される方がございまして、あるいはそれと違つた経済機構を持つている国々もあるわけでございます。ソビエトにつきましても、すでに百十万クラスの発電所が昨年から稼働しております。あるいは北

ば、われわれのエネルギーは得られないという点で行なわれているものでございます。ところが、原子力発電と申しますと、これは皆さん御承知のように、原子力自身は、潜在的には危険性を持つたものでございます。もしエネルギーが全く潜在的危険もないものによつて十分得られ、われわれの生活が行なわれ得るならば、原子力にたよるなくてはならないという話はないわけでございます。しかし、ここできわめて重大なことは、潜在的に危険であるから、すなわちそれが危険であるという、非常に短絡した、単純な考え方が行なわれるのが、きわめてものの誤った考えと私は考えます。

たとえば、非常に卑近な例で恐縮でございますけれども、青酸カリというものはきわめて危険なものでございます。しかし、その青酸カリがきわめて厳重な管理のもとに、たとえば厚い鉄の溶接された容器の中に入つて置かれていたといった場合に、潜在的に危険であるかどうかというところは、中に青酸カリが入つていっているという意味においては、潜在的に危険でございます。しかし、厚い鉄の容器で、しかも溶接され、そういう状態で置かれ、しかもそれを十分の管理のもと、あるいは国際的の管理のもとにおいて、言いかえすと、それに番人もつけ、人がそれに近づくこともできないという十分な管理のもとに置かれていとうときを考えると、はたしてこれを危険と直結して考える人はないと私は考えます。

原子力発電の安全性につきましては、技術的にきわめてこまかい、あるいは技術的に難解な点がございまして、いろいろ安全性について疑義がもたらされていることはいふまでもない事実であります。こういうものについて、国民あるいは世界の全人類に対して、これらの同意を得てこれを開発する必要がある、十分われわれも認識しているものでございます。

で、私自身が原子力の安全の専門家でございます。そういう意味で、この法案に關連しまして、皆さんがこの原子力を推進するためにこれが出

しかも、その原子力の安全を、たとえば地域に対する金でもって解決するのではないかというようなことを考え、あるいはそういう意見が出るということも事実だと思います。したがって私は、ここで少し原子力の安全性のことについて時間を押さえて述べたいと思います。

根本的に申しますと、潜在的に危険であると申しますのは、原子炉の内部に多量の放射能を内蔵しているということでございます。で、これを二つに分けますと、一つは、日ごろの運転中にわずかながら放射能が発電所から環境に放出されるかどうか。第二は、大量にたまっていきます放射能が、原子炉の事故によって環境に放出されるかどうかという二点によると思います。

まず第一に、平常の日ごろの運転のときに、放射能が環境に放出されるかどうかという点につきましては、量的なことを除きまして、絶対論で申しますと、放出はゼロであるかということに對して、私は、放出はわずかながら行なわれております。そこで、きわめて大事なことは、量というものの解釈ということが必要だと思ひます。世の中に絶対というものはないわけでございまして、その量によってわれわれはそれが安全であるかどうかを判断するのが当然のことでございます。

発電所から環境に放出されます放射能というもののにつきましましては、実質的あるいは一般常識的にいいますと、これは放出されていないと申す表現もあるかと思ひます。と申しますのは、私たちが住んでいます自然環境あるいはこの部屋におきまして、非常に多くの放射線があるわけでございまして、人間、われわれ、ここに立つております自身あるいはここにいらつしやいます先生方から自身の中にも放射能は入っております。それによつて皆さんは放射能を受け続けているわけでございまして、放射能の一部は空からまいります。一部は土からまいります。あるいは建物の構造物からもまいります。そういう点で、世界各國のほぼ平均の値といたしますと、ある単位で申します

と、約百という単位の放射能をわれわれは受け続けているわけでございまして。約百という単位の放射能を受け続けているが、われわれ人類は進化して生活を続けていくわけでございまして。いま申しました百という値は、ところによつてはこの値が七十ぐらいのところもあり、ところによつては百五、六十というところもあり、日本国内でもかなりの違いがあるわけでございまして。一般に關西地方は多く、百五十ぐらいのところも多く、關東地方は土質の關係で少ない。一年間に七十ぐらいのところが多いわけでございまして。そういういたしますと、その差が八十ないし七十というのが、わが國においても十分あるわけでございまして。これをさらに広く世界的に見ますと、いまの値どころではなくて、自然についても、百に對してその十倍

以上のごときもあり得るわけでございまして。で、そういう地域に住んでいた人々、たとえばわが國におきまして關西地方に住んでいた人、あるいは放射能の少なかつた關東に住んでいた人において、はたして現実的に放射能の害が出ているかどうかという点から御判断いただけるのが一番よいと思ひます。で、一方、発電所から放出されます放射能というものを學問的に申しますと、ゼロではありませんと申しておりますけれども、敷地の境界で一番高いところにおきましても、自然であります値の約百分の一、百分の幾らという点でございまして。自然自身が、同じ場所にいたしても一年間に一割あるいは一割五分の違いがございまして。そういう自然の変動よりもさらに低いということが原子力発電所ではすでに達成できているわけでございまして。

で、第二番目に、原子炉の大きな事故によつて放射能が外に出るかどうかという点につきましましての安全性ということと、よく一般にいわれます事故というものの、同じ事故ということばでございまして、つけなければならぬのは、大量の放射能が環境に出るものに關連する事故であるかどうか。発電所もいろいろ小さな機械をたくさん使つており

ます。そのために当然いろいろな小さな故障、あるいはそれを事故と呼んでも、ことばの用語でございまして、そういうものはこれはどうして避けられないものでございまして。できるだけ小さい事故もなくなるように努力はすべきでございますけれども、これまで原子力発電所では大量の放射能が環境に出る原因になつたような事故は、世界各國一つも起こっておりません。軍用の特種のものとか、そういうものの以外、いわゆる原子力発電所というものについてはそれが起こつてないということが何よりのそれが実証でございます。

で、時間もございせんので、あまり詳しいことは省略いたしますが、以上の点から、原子力発電所を置きましても、それによつてその周辺に危険を及ぼすということは全くないと思ひ考へております。しかし、起こしまし電氣というものは、その地元だけではなくて、わが國におきまして、日本國民の福祉のために使われるエネルギー源となるわけであります。そういう点につきましまして、置かせていただく地元に対して、その地元の税制面その他、地元の整備面ということで、これを優遇していくということは当然行なわれてしかるべきものと考えます。私から考えますと、このような法案が現在出ましたことがすでにおそきに失している感を持つものでございまして。

で、以上のような点から、私はこの法案に賛成の意見を持つてゐるものでございまして。

○委員長(土屋義彦君) ありがとうございます。先ほど来、参考人の方々が述べになりました御意見に對し、質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○辻一彦君 私、四人の方にそれぞれ伺ひたいんですが、まず第一に税制の問題がありまして、これを目的税として妥当であるかどうかな見解は、税調における多数意見であるのかどうかですね。内部には、私いろいろな意見があつたと思つ

んですが、多数意見がこれを妥当とお認めになつておるのかどうか、その点が一つ。

それから単年度でいいますと、ことは百億でありますか、百億ですが、平年度の場合には三百億になるわけですが、まあかなりの税額になりますから、これはやはり年度末に急だといふいろいろな事情があるにしましても、当然税調に諮問とか、はかられるべきものではないか、なるほど、会社利得税の問題がありますが、これは国会内部で國民の声を代表してあれだけ論議をされて、その上に一応積み上げていったと、そういう御理解のようでありまして、私もそれはそれでいいと思つたんですが、この発電税については、税調において十分論議をさるべき性格のものでなからうかと、こう思ふんですが、それが第二点。

それからどこまで諮問をすべきかということ、まあモラルあるいは慣行の問題であるといふことで、あとにこの結果を新しい年度において税調に政府が報告すればそれでやむを得ない、こういうふうな御見解のように聞き取れたんですが、これはあとで報告すればいいんだといふような税調全体の受けとめなのか、この三点ひとつお伺ひしたい。

○参考人(木下和夫君) 第一の問題でございまして、先ほど申し上げましたように、税調で、この法案に盛り込まれておるような内容の新税が論議されたことはございせん。したがって、本日申し上げました見解は私個人の見解とおぼしめし

く下さるようお願いいたします。

なお、多数意見がどうであるか少数意見がどうであるかの判断につきましても、ここではどういふ意見が多数であるかといふことを申し上げる予測も相像もつかないというのが率直な答えでございます。

それから第二番目は、平年度になると税収も高くなる、いわば交付額が多額になるといふことで、当然これは税調の總會に審議事項として提出すべきである、あるいは今後論議すべきであるといふ御意見でございまして、これは先ほど申しました

の若干の誤解を招いたかもしれせんけれども、ただ、こういう法律案を提出して国会を通過したとか、あるいは国会でこういう議論があったという報告は詳細に税調の席上で行なわれると思ひます。で、それを受けて委員の中から必ずさまざまな議論があると私は想像しています。

それから税調の本来のあり方について、第三番目に仰せてございますが、問題が非常に緊急であつたという理解を私しておりますので、税調の昭和四十九年度税制改正に関する大きな目玉と申しますか、それは法人税の税率アップと所得税の減税でございました。で、私どもほとんど全部のエネルギーをその点につき込みまして、金額は先ほども御指摘のように、平年度になりますと多額になりますけれども、その直接税に中心を置きましたために、勢いその他の諸税につきましては手を抜くと言つては悪うございまして、けれども、時間の制約その他論議の時間の関係上、それほど詰めたと言つてここで胸を張つてお答えする自信はございません。したがしまして、大体所得、法人につきましては私ども相当のまあ深い詰めをやつたわけでございますけれども、このような緊急事態で出されたものについてやむを得ないと言ふことは、言いかえれば、本来は当然出すべきであつたと、税調の席上当然出すべきであつたけれども、ここまで進んだ以上はやむを得ないといふこととございまして、決して免責とかあるいはもうすっかり忘れましようという意味で申し上げたつもりではございません。

以上でございます。

○辻一彦君 まあ個人の見解と、こういうお話ですが、衆議院に税調の参考で出られた方は、この法案についてはきわめて消極的、しかも、不満の意を述べておられるわけですが、同じ税調のメンバーとして、しかも木下先生その第一部の会長さんですが、衆議院のほうにおいてそういうきわめて消極的、御不満が税調として述べられながら、あなたのほうの御意見では、個人の見解とはお答えであります、これは妥当であるというふうな

御見解を——私ちよつと税調を代表されてといひますか、この第一部の会長さんとしてはそういう意見を含めての御意見があつてしかるべきと思ひますが、いかがですか。

○参考人(木下和夫君) お答えいたします。私、衆議院に友末会長代理がお出になつたといふことは存じておりますが、新聞紙上で見ます限りは、この税に対する反対論をお述べになつたと理解しております。で、しかし、友末さんがいかに反対論をお述べになつた、私は私の意見を申し上げる権利があると思ひますが、友末さんの議論というものは、おそらく税調における取り扱ひ方で不満だといふことをおっしゃつたのではなからうか、この税に対して積極的な反対論をおっしゃつたのであらうか、その辺は私ただいま存じません。しかし、税調の中には意見が不一致のことがたくさんございまして、不一致であるからこそ議論をいたすわけにございまして、しかも、税調で正面から議論されていらないこの税について、友末さんと私の間で意見が一致しないといふことがもしあるといたしまして、これは当然のことと、そのほうが望ましいと思ひます。

○辻一彦君 意思統一された上の御見解じゃないですから、だから、意思が統一された上の税調としての御見解ではないんですから、それはそれぞれの意見があると思ひます。しかし、第一部の会長さんといふことになれば、私はその内部、一部会における意見の多数の意見といふものがある程度掌握されて、御見解をいただくといふことがいいのではないかと、こう思ふんですが。

もう一つは、年度末にまあぎりぎりに出されたといふこの内容ですが、会期末のいま国会の法案の審議を見ますと、この電源三法、まあ税法二法ですね、これは内閣の重要な最終段階における法案になつておられるわけですね、問題は私はあると思ひますが、だからそういう重要な法案になるものであれば、これは年度末忙しいから早急にやつてしまふというのじゃなくして、税調にかけるべきではないかと、こういう御要求を税調としてされるべきじゃないかと思ふんですが、これはいかがでしょうか。

○参考人(木下和夫君) 第一番目の問題は、私がたまたま第一部長をしてから、意見の調整をすべきたといふ点だと思ひますが、昭和四十九年度税制改正の全体につきましては、第一部会、第二部会というふうな部会をはずしまして、全部総会で議論をいたしました。その過程におきまして、議論が百出したしました過程におきまして、私は私なりに調整の役を若干ながら演じたと思つております。ただ、先ほどからたびたび申し上げておりますように、この法案については税調に直接、案は提出されなかつたものでございまして、調整のしようも何もございせんので、その点はひとつ御了承願ひたいと思ひます。

それから事前にそれでは会長代理と私との間で、本日の参考意見を申し述べる機会を前にして、何らかの調整をすべきであつたかといふふうな問題に就いては御発言があつたのかも知れぬと思ひますけれども、私は、そのような調整の必要はないといふふうに考へておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

それから第二番目の問題でございますが、特別会計法案並びにこの商工委員会関係の案とともに審議するべき重要な税制改正案でございまして、それが国会におきましてはきわめて重要な法案、一括した法案、一連の法案だといふことはもう御指摘のとおりでございます。ただし、私どもは直接タッチする分野ではないといふところから、実は税制調査会のあり方が、歳出のほうは全く無視して、収入、特に税だけを議論するといふのはおかしいといふことはしばしばいわれておることとございまして、国債につきましても私どもはほとんど議論いたしません。で、非常に技術的な御印象を与えるかもしれせんけれども、税の側面だけに限定をしておりますので、財政全般についての見通しというふうな広い立場から議論が行なわれることは非常に少ないわけとございまして、したがつて、私ども一委員として申しますと、新しい税に関する案だけが切り離されて関心と呼び起こされるような書類をいたしておるわけとございまして、全体を通じての法律案の趣旨というふうなものは、今回参考人に呼ばれて、やつと急遽勉強したような状態でございます。その辺もひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○辻一彦君 おととい、ここで大蔵大臣の見解を一応ただしたんですが、そのとき、これは全く異例のことなんだと、税制についても、あるいはその特別会計のあり方についても異例だ、まあ異例が三つぐらい続いたんですね、これについて。といふことは、私は本来のあり方からすれば問題があるといふこととありまして、税調としては、政府がこれについての自後のいろいろな報告があつたときに、きびしい注文をきちつとつけられる用意がおりますか。

○参考人(木下和夫君) この点は、東畑会長並びに会長代理とさつそく相談をいたしまして、近々開かれます税調におきまして何らかの釈明ないし説明というふうなものを事務局から承りたい、あるいはそれ以上のことを会長が考へておられまするならば、その点について御相談を申し上げたいと思つております。

○辻一彦君 まあこの問題は、皆さんからいろいろあつて御質問あると思ひますが、私この程度に、時間の点もあつたからとどめます。

それから御誕生参考人にひとつお伺ひしたい。これは、私も先生のいま述べられた幾つかの意見には共鳴する点があるんですが、おととい、私、午後商工委員会においてこのウランの全般的な資源と、それから価格が将来どうなるかといふことをある程度議論をしたわけですね。なるほどいま原油と、それから濃縮ウランの価格を比べれば、この値段が非常に違ひます。しかし、もう濃縮ウラン

は、アメリカだけじゃなしに、フランスで買う場合は、政府答弁でも、三割か四割濃縮ウランの契約は高くなっている、こういうことである。しかも、その原料であるウラン鉱は、カナダや豪州等にも出ますが、多くは開発途上国いわゆるアフリカ等に産出される。ニジェールなんかの動きを見ますと、これは値上げしなきゃならぬという動きが強く出ております。おそらく原油の値段に合わせて、あらゆる燃料というものが国際的に将来平準化されていくのじゃないかと、このように私は考えるんですが、そうなりますと、非常に安いというウランは、将来、じやいっまでも安く手に入るかどうか、こういうことが、資源ナショナルイズムの今日の動きから押してなかなか言えないんじゃないかというように私は感じますが、こういう点についてまずどういうふうに考えにたつていられるか、お伺いしたい。

○参考人(御園生等君) お答えいたします。

特にウランの資源が、現在世界でどの程度埋蔵され、またその価格がどのような動向を示しているかという点につきまして、こまかい問題に立ち入ることは避けたいと思いますが、基本的に言いますと、いまの御質問にあるとおり、現在資源は世界的にこれをどのように効率的に使用するかというところが、単に経済的なベースだけではなくて、人類全体の福祉の増進、そういう点から考え直されていることは御承知のとおりだと思います。そういう際に、現在の価格が、エネルギー源として一応原子力であるという観点からのみ原子力発電を将来の発電の中心的な部分に考えていくという考え方は、きわめて近視眼的であると言わなければならないと思います。御指摘のとおり、資源ナショナルイズムと申しますか、未開発諸国において、その持つ経済的な武器として、その資源をいかに国民経済全体のために、端的に申しますと高く売るかという問題は、今後も一そう強まりこそすれ、弱まることはないというふうに判断されるわけでございますから、現在の段階にお

いて、経済的に有利であるということにのみ着目して、資源問題を処理することはきわめて問題があり、また間違っていると言わなければならないと思います。われわれは、かつて石炭がエネルギー源として経済的に有利ではないという、これも近視眼的な観点から、石油資源にエネルギー源の重点を移してきた、その誤りをいま反省すべき時期にきていたと私は思います。そういう点から考えまして、いたずらに現在の時点において、コスト上多少有利であるという観点は、今後の資源問題についての未開発諸国の動向を見ますと、決して長期的な見通しでも有利であるという結論は出し得ないというふうに私は考えます。

○辻一彦君 じゃ、あの方もおられますから、大至急ひとつ二、三伺いたいと思います。

いま御園生先生、地震の問題にも触れられましたですが、これは御専門ではないと思いますが、問題指摘をされたということを受けて、あと安全性の問題でひとつ各参考人からお伺いしたいと思っております。

そこで、板倉参考人にひとつお伺いしたいんですが、おととい、まあ私は、日本原電の敦賀発電所における燃料体の放射能漏れといいますが、このピンホールですが、この問題について質問通告をしていただいたんですが、まあいろいろ問題がありまして、審議が商工委員会ストッパになって、その問題を聞くことができなかった。しかし、私の要求した資料は直ちに県においては発表になって、きのう大きく、くにのほうの新聞には出されております。そこで、安全性について非常な確信をお持ちのようでありまして、二十六体というピンホールといいますが、燃料棒ですね。これが一体定検の中間報告として出されておりますが、どういふ状況であるか、ごく簡単にちよっと御報告をいただきたい。

○参考人(板倉哲郎君) お答えいたします。原子力発電所の中には、御承知のように燃料が入っております。で、この燃料と申しますのが、

運転中におきまして、燃料がきわめて大きく破壊すると、こわれるとかいうことがございまして、原子炉のまわりに回っております水の中の放射能が異常に増加するわけでございまして。その異常の増加がございせんども、一年に一度定期検査といふことは、中のものの健全性を確認するといふこととともに、定期検査をかねて、もともと燃料体といふのは、たとえば敦賀原電の場合でございまして、約一年間に、中に入っております燃料の四分の一ないし五分の一というものをとれ取りかえる計画になっております。したがって、同じく取りかえるならば、取りかえる燃料のうちで、多少なりとも疑いがある、といいますが、ピンホールでございまして、燃料のまわりはちよっとかん詰めのように薄い金属の罐でおおわれておりますが、これに小さなピンホールがあるものが見つかりまして、これを燃料を取りかえる際に取り出してございまして、その事前の安全を講じております。もちろん燃料体からは放射能が、できるだけ燃料体から外部と申しまして、環境でございせんども、原子炉内の水の中にも出ないようなことをねらっているわけでございまして、燃料体から、わずかながらのピンホールによって、中の放射能がわずかに外に出るといふことはもとと考慮されていることでございまして、言いかえまして、燃料体から外に出ました放射能は、まわりを回っております原子炉の中閉ざされたパイプの中を回っております水に含まれます。その水を、放射能を取り除く装置によって常に回しているわけでございまして。そういう意味で、ピンホールがあるから、あつて安全であるという意味じゃございせんども、ピンホールがあつても安全は十分に保てるものでございまして。今回の五月の日本原電の敦賀発電所で定期検査、燃料取りかえという作業におきまして、燃料の、全燃料の完全性についてシッピングという方法で調べてございまして、これは燃料体の上にふたをかぶせまして、それから空気を引きまして、そしてもし小さきピンホールがあれば、

ば、それに信号がわずか出るわけでございまして。そういう信号が、普通のものよりも多かったものを、私たちはその疑いありと、サスペクトと呼んでいますが、そういうものが敦賀原電では二十六体今出ております。で、これをもともと取りかえる燃料が約八十体ございまして。八十体の中にすべて二十六体を入れて、疑わしいものがあつたものを、今回全部取り出したということでございます。

ちなみに、先ほど申されましたその安全性との関連でございまして、原子炉の中の水は運転中にある値、こまかい数値は除きますが、ある値までは運転をしてもよろしいということ、原子炉の保安規定というもので上で定めております。政府の許可をいただいた運転の基準と申しますか、条項があるわけです。そういうものに比べて、今回の運転中の実績を見ますと、すべてその値の百分の一くらいでございまして。そういう点におきまして、二十六体のピンホールのものが出たといふことは、当然に燃料を取りかえまして、毎年ピンホールの疑いのあるものは出るわけでございまして。これは世界各国の原子炉においても出るわけでございまして。そういう意味において、二十六体出まして、これを事前の措置として、どうせ取りかえる燃料を八十本考えてございまして、その中に含まれたと申すことでございまして。もちろん燃料体自身の異常の曲がりがあるかどうかという点も、通産省の立ち会い検査のもとに抜き取り検査的にも調べていたという報告を受けております。

○辻一彦君 ちよっと私、具体的に伺いたいんですが、ピンホールの疑いがあったものが二十六体、そのうち一つは特にひどかったのは何体あったか。半数ぐらいはかなり私は問題が出る可能性があると思うんですが、それはどうかということ。それから八十体の中の二十六体だと、こういう計算をされておりますが、大体これは燃焼度から

推して、どの燃料を取りかえるかということばきめられているんであって、八十は当然かえるんだから、二十六悪いのがあったから、その中に含めるという性格では私はないと思うのです。かえるべきものはもうそれは第一段、幾らかの領域によつてきまつてはいますから、その二十六体は初めから予想された領域で、かえるべき領域のものであったのかどうか、それが第一。

もう一つは、百分の一というのはいくついうあれですか。許容されている値の百分の一ということなのかどうか。

それから四つ目に、問題を起した二十六体の燃料体の燃焼度等はどの程度になっておるか。その四点お伺いしたい。

○参考人(板倉哲郎君) まことに申しわけございませんが、いまおっしゃいましたこまかい点について、その数量的なことと私存じてないものもございいますので、御了解いただきたいと思ひます。

まず、お答えしやすいものから申し上げますと、原子炉の水の中の放射能の濃度が百分の一であつた、と申しますのは、敦賀発電所の保安規定の中には、運転中の原子炉の中の水の濃度の、ある核種で申しておりますけれども、〇・四マイクログリニー・パー・ミリリットル、一cc当たり〇・四マイクログリニーまでは運転をするということになつております。これは何に使うかといひますと、もし万一原子炉が、大きなパイプでも破断して、そのときに環境に出ますときの災害評価といひますか、安全評価をいたしますときに、もともと水の中には、たとえば〇・四入つていたという計算の前提にする値、これを原子炉の保安規定の中に書き込んでおまして、そういう値に比べて百分の一であると申したわけでございます。これが言いかえますと、保安規定で、原子炉の運転中は、原子炉の中の水の放射能の濃度と申しますか、濃度はこれ以下で運転いたしますというところが、行政官庁との約束事項と申しますか、行政官庁といひますか、政府との保安規定というものになつてはいるわけです。その値との比較でございます。

それから燃料を取り出すときに、初めからどれとどれと燃料を取り出すかということがきまつていて、それと二十六体との関係はどうかということ、具体的なことを申せなくとも、申せないというの、私こまかいことを知つておりませんのであれでございますが、現時点で知つておりませんのでございませうけれども、八十体出しますときでも、燃焼度によつてこれとこれとこれを出さうということが、初めから明確にきまつてはいるわけではございません。もちろんなるだけ古いものから取り出していくということは事実でございます。いま辻先生からおっしゃいましたように、ほぼこの辺とこの辺は出さうという計画はござい

ますが、その時点において、まだ入れて、たとえば一年目のものであつても、疑わしかったら出さうということ、もともとこの計画に組み込んであるわけでございます。初めから八十本はこれとこれとこれを出さうという計画はございませうけれども、燃焼度から、燃えたものから出すんだということは事実でございますが、それにさらに余裕を入れまして、出すものはどのものを出してもかまわない、全体が、入れたものを出すというわけには、炉の設計上あとの運転がむずかしくなりますから、そういうことは避けたいわけでございますけれども、本数、しかも二十六体というの、燃焼度がどうであるかというところは、申しわけございませんが、本日データ持つておりませんので、これは本日お答えできません。それでよろしうございませうか、いろいろ御質問があつて少し忘れたかもしれませんが。

○辻一彦君 安全性の専門家だと先ほどおっしゃられて、これだけ大きく新聞に記事が出てはいる問題について、ちよつとデータきようお持ちにならずにおいでになつたのは、ちよつとどうかと私は残念に思ふんですが、それはひとつあとでデータをせび出していただきたいと思ふんです。

そこで、科学技術庁がけき報告をした資料によりますと、ヨード一三二の増加量は、総量五百二十キユリーと出ておりますが、これはあれですか、先ほど言われた保安規定の百分の一ということになりますか、これが第一です。

それから第二に、疑いがあつたのを出すのはこれは当然でしょう、ビンホルの疑いがあれば、だから、それはあけてみて問題があるのは調べて出すのはあたりまえです。しかし、大体これは三分の一とか四分の一は一年ごとに交換するということになつておるんですから、どの領域の燃料体をかえるかというところは計画があつてしかるべきであつて、あけてみてその都合によつてどれを出すかをきめるといふふうなものではないと私は思ふんです。だから、これはどの燃料体をほぼ出すかというところは計画があるはずですから、その計画と、今度出されたビンホルの疑いがあつた二十六体がどういふ関係になるか、これはひとつ資料として、いまこゝでおわかりにならないければ、あとでひとつお知らせをいただきたい。資料を御提出をお願いしたいと思ふんです。

それからもう一つ、水が循環をして除染装置があるから心配がないんだそうですが、先ほど岩本参考人のお話では、そのきれいな水が、B型でありまして、タービンでありますから、どこかのスチーム管を、かなりヨードが汚染をしていてという事実が福島であつた。福島はB型でありますから、敦賀原発と同じ型の発電所ですね。そうしますと、一体、もし除染装置が完全にそれで心配がないと言われるならば、蒸気管といひますか、スチーム管等の汚染は普通起こらないように私は思ふんですが、それは位置は若本さんに聞かなくちゃわからないですが、これはどうお考えになられるか、その点三点。

○参考人(板倉哲郎君) 第一点は、五百二十キユリーと百分の一との関係はどうかというお話ですが、百分の一と申したのは、日ごろ運転して、さつきの水の中の放射能の話でございます。いま、さつきの五百二十というのとはまた別の面がござ

も一つは、五百二十キユリーということはどういう状態であるかと申しますと、原子炉を停止いたしまして、そうしますと、日ごろ原子炉の中の水の圧力は高いわけでございます。したがうして、小さなビンホル的なものがありまして、外からの圧力が強いために、燃料体から外に出にくいわけでございます。放射能が、ところが、原子炉を停止いたしますと、とめただけでなく、とめて、しかも、原子炉の圧力を下げまして燃料の交換をするというわけでございますので、原子炉の圧力が、日ごろは千ポンド、ポンドで失礼でございますが、七十五キロと思ひます。ほほ。七十五キロ、七十五キロ。その千ポンドのものを一気圧まで、七十五キロのものを一気圧まで下げるわけでございます。そうしますと、小さなビンホルがあつて、外側のほうの圧力が減りますので、小さな穴から放射能が燃料体の外に環境でございませう。燃料体の外に出てまいります。こういう現象といふものが当然ございしますので、保安規定の中に、原子炉をとめたときに、といひますか、そういう圧力が下がった状態で、といひます。またもと原子炉を止めた状態では、圧力が下がつて、そういうものが出ますときには、装置がついていまして、先ほどのお話でも、浄化してしまひますが、もしも大きな原子炉の事故、ほんとうの事故でございませう、放射能が環境に出るような、太いパイプがこわれたときには、当然先ほど申しましたもともと水の中に入つていた値、先ほどの百分の一に相当する値ですね、それが出るとともに、パイプがこわれたので外側の圧力が下がります。そうすると新しく燃料から放射能が飛び出すであらう。その量を、事故の解析の条件としましては、敦賀発電所の場合には四千キユリーのものが追加されるであらうということと計算をしておりますので、その四千キユリーに安全率を入れました二千、二千キユリーは、原子炉を何かのときにとめた場合、日ごろの運転でとめて、圧力を下げたときに、二千キユリー以上の放射能が出るようであれば、そ

の値を二千以下にしなければならぬと、こうきまつております。それに比べますと、今度は百分の一じやございませぬが、二千に比べまして約五百——先生五百二十とおっしゃいましたですが、どうも私も数字をちよつとはつきり覚えておりませぬが、たぶん五百二十ぐらいと……。

○辻一彦君 五百二十。

○参考人(板倉哲郎君) 五百二十ぐらいと聞いておりますが、その四分の一ぐらゐ出ております。そういう意味で、規定の上では、二千に達していないのでピンホールの燃料を取り出さなくてもよいことになっております。しかし、もともと八十体出さずんであり、その中で余裕があるから、この疑いあるものを出したというのが、敦賀発電所の現状だと思ひます。

それから第二番目でしたか、三番目の御質問で、浄化装置がついてゐるから、パイプのほうに放射能がいくのはおかしいんではないかというお話でございませぬけれども、温度を上げて気体の状態になるものは、沸騰水型でございませぬので、原子炉の水から離れてタービン側のほうに回つてまいります。どういふものが回るかといひますと、沃素の一部分、沃素は水にもよく溶けますけれども、温度を上げると気体状態にもなりますので沃素の一部分と、それからもともと燃料体に入つてゐる放射能の中でガス状のものがございませぬ、クリプトン、クセノンと、こういうものがございませぬ。こういうものはタービン系統のほうに回つてまいります。沃素の場合、福島発電所の話私もいま初めてというか、ただいま聞きしたような詳しいデータも聞いておりませぬけれども、沃素のようなものは、温度を上げると気体状態になってゐますが、温度の低いところにいけますと、これはまた液体状態になって付着する、あるいは小さな気体状態のものに付着する、表面吸着で付着する。そういうために、BWR型でございませぬと、さほど放射能が強くないにしても、タービン側に放射能は十分検出されるわけでございます。辻先生おっしゃつたと同じように、タービン側に放射能はま

いるわけでございます。これが先生の第三番目の御質問だつたと思ひます。

申しわけございませぬ、二番目の御質問でございませぬでしょうか。恐縮でございます。三つあるとおっしゃいましたが、私二つしかちよつと……。

○辻一彦君 もう一度申し上げませぬ。

二つ目のほうは、それは先ほどの資料を出していただければわかりますから。皆さん御質問の時間もあると思ひますから。

○参考人(板倉哲郎君) 事務局を通じまして……。

○辻一彦君 それは八十体と、それから二十六体の燃料番号等、その実態のわかるものを出してもらへばいいと思ひます。

岩本さんにちよつと関連してお伺ひしたいのですけれども、敦賀の発電所と同じ型の発電所が、これは福島にずつとあります。あなたがいま言われた蒸気が漏れてスチーム管に付着をしてゐる云々、そのスチーム管は急拠土の中に埋めてしまつた、こういうおそれがあるということなので、その実態をどのように調査されてゐるのか。

それからそのスチーム管の場所といひますか、位置は一体どこあたりなのか、この二点お伺ひいたします。

○参考人(岩本忠夫君) お答えします。

このスチーム管の蒸気漏れの問題であります。これは私の調査によりますと、昨年の四月十七日から福島一号炉が定期検査に入つたわけでありませぬが、その間に、さつき申し上げました放射能汚染漏れの事故などもございませぬ。その定検中に、東京動力という下請会社が、そのスチーム管の工事をやつたのであります。その際に、つまりこのパイプとパイプのつなぎ合わせですか、これが工事上かなり問題があつたということから、そこから蒸気が漏れまして、厚み二十五ミリくらいのバックングがそのことによつて摩耗をしてゐた。かなり長期にわたつて蒸気漏れがあつたわけでありまして、その間に、作業員がかなり危

険をおかして応急手当てをしてゐたという実態も知らされております。その箇所は、タービンに近いほうのスチーム管ということでありませぬ。さらに、その取りかえ作業は、ある下請会社の作業員約三十人くらいが、ことしの三月十日の真夜中に一号炉をとめまして、それから直ちにそれらの修理に当たつた、こういうことなんです。三月十日の真夜中から三月二十五日まで、つまり福島二月県議会が終了したのが二十三日でありませぬが、それから二日ほどたつて運転を再開をした。その間に、そこを修理したということなんです。

これはそのスチーム管を——その建設会社は、まあ名前は明らかに申し上げられませんが、某建設会社のブルドーザーで土壌を大深さ二メートルくらい掘つて、そのスチーム管をいけまして——

たまたまその間に、その建設会社の方が、ある古物商の方に、そういうスチーム管があるんだけれども、たいへん高価なものであるから、どうだあんたひとつ買つてみないかという話があつたのであります。その古物商の方も、いやそんな危険なものとも買へない、こういうことでお断わりをしたのであります。そういう疑いがあります。

ただ私どもの調査といひますのは、実際その現場に行つて、東京電力にその現場を公開しろと言つても、なかなかこれは無理なことでございまして、現場確認といひますのは、私自身のこの目で確かめてみることは、なかなかさういふ点では困難であります。それからまた、それらの情報源を明らかにするということについても、これまたいろいろその情報源、情報提供者に対する迷惑が具体的にかけますから、その辺も明らかにされませぬ。

で、私がそれらの問題を県議会の中で明らかにし、まあいろいろ県議会の中でも、特別委員会なども設けまして、議論をされたところでありませぬが、その間に、それが終わりましたから、東京電力が——これまた聞くところによりますと、下請業者を集めまして、今回、岩本県議員が議会の中で発言をしたような、そういう問題は、やつぱり

内部から漏れてゐるから、そういう問題については絶対これは漏らしては困ると、そういうことを下請業者に指示をされて、ある下請業者は、直ちに作業員を集めて、おもだつた作業員にそういうお話をしたと、こういう経過も実は承つてゐるわけでありませぬ。そういう点でも、私は企業の秘密といふものがある限り、ほんとうの意味で、この原子力発電所の安全確保は、そういう点でもやつぱり不可能じやないかと、こんなふうにも実は判断をされるわけでありませぬ。

○辻一彦君 これで終わりたいと思ひますが、その実態は、われわれもひとつ国政調査権を通して詳細に調べてみたいと思ひますが、参考人も、ひとつそれをもつと具体的に確かめてほしいと思ひます。

それに関連——これは敦賀と福島の間は同じタイプでありますから、私はいろいろ同じような問題があると思ひますが、時間の点からこれ以上の詳細はとめませぬ。

板倉さんにもう一つお伺ひしたいのは、さつきはちよつと落としたんですが、四千キュリーで、安全の範囲は二千キュリーというお話ですが、これはあれでしょう、さつきのお話を聞くと、仮想事故が重大事故といふか、いわゆるパイプ破断といふような、これが起きたらどうなるか、実際わからないといふような、事故の場合の数字なんぞといひます。しかし、これは今度の場合は、さういふ重大事故や仮想事故ではなしに、平常運転してゐる中で、このピンホールがずつと出てきて、あるものはかなりばらばらになつて、これから漏れていくものが出てくると、こういうことで問題になつたんです。

そこで、五百二十キュリーといふことは、その数字を比較する場合に、仮想事故や重大事故におけるところの二千キュリーという基準と、今日のようないふ平常運転の中で発見された、定検で発見された、そういう条件における五百二十キュリーを、同じような基準に比較していいのか

どうか、その点だけお伺いして、詳細はまた別の機会に、これについてのいろんな問題を、国会の審議を通してひとつ明らかにしたいと思ひます。

○参考人(板倉哲郎君) その四千キュリーというものが、重大事故のとき、重大事故になるとどうなるかわからぬとおっしゃいましたことに對しては、私は重大事故というものを非常に多目に放射能が出ると仮定しまして、明確な評価をしておりまして、どうなるかわからないということとはございませぬ。重大事故の場合の評価というものは明確にしてあります。その点が一点。

それからその四千キュリーというのは、確かに重大事故のときに、環境に出る値の計算でござい

ます。今回とか——これはもうとめるたびに、圧力下げますと、こういう値は出てまいります、ピンホールがありますと、それを平常にとめた場合に、とめて圧力を下げた場合に——環境の問題関係ございませぬ。重大事故の場合には、パイプがこわれるから、そのものが環境に出る可能性がある。現在のような場合には、パイプがこわれていくわけじゃございませんで、原子炉を停止すると圧力が下がって、ピンホールがあれば、放射能が水の中に出てくるだけでございませぬ。水といひますか、パイプの中の水の中に出てくるだけでございませぬ。これはその数字は——その四千キュリーというの環境に出る数字。ところが、もしもパイプがこわれれば、圧力は下がるから、燃料体にあったものの一部分が外に出るだろうということを入れて計算をしているわけではございまして、平常比較する数字とは違つておっしゃいましたが、そうじゃございませんで、平常から、とめるたびにこういう値をはかつて、もし事故になつたときに、事故のときの放射能の源を算出するためにやっているものでございまして、その四千キュリーに安全率半分とりまして、二千キュリーといひますのは、平常運転のときに原子炉をとめた場合に出る数字でございませぬ。とめるというか、圧力を下げた場合に、平常時の値でございませぬ。

以上でございませぬ。

○辻一彦君 じゃ、終わります。

○委員長(土屋義彦君) 辻委員に申し上げますが、参考人に対する資料要求は、後刻理事会で相談させていただきます。

○栗林卓司君 時間が限られてまいりましたので、簡潔にお伺いをいたします。

私も、この法案反對なんですから、ただ、反對の理由というのは、必ずしも御園生参考人あるいは岩本参考人と同じではない。そこで、お伺ひしたいんですけれども、まず、御園生参考人、岩本参考人にお伺ひして、あと、別な角度から木下参考人にお伺ひいたします。

これまで——たいへん大きなことを言うようですけれども、人類の歴史をふり返つてみて、危険と全く無縁であつた日というのは一日もなかった、まず、これは現実として覚悟せざるを得ませぬ。とは言うものの、危険をどうやって回避をするかということに努力が傾けられてきた。そこで、危険をじやどう見ていくのか、どう評価するのか、これがそれぞれ立場の違いはありながら、議論の出発点だと思つてます。きょうも参考人の方々の御意見を承りながらたいへん私も困ります。

は、板倉参考人が、専門家の立場からいじょうぶだとおっしゃる。御園生参考人は、しろうとながら危険だと思つておっしゃる。岩本参考人は、不安だと思つておっしゃる。その不安感というのは、核にからまる私どものいろんなことを考えてみますとわかる気がするのですけれども、こうやって諸説全部並べてしまひますと、いつまでたつてもどこに歩いていいかわからない。

そこで、御園生参考人にお伺ひしたいのは、やはり専門家にゆだねなければいけません。これは、これだけ社会が高度化してまいりますと出てくるのではないのか。ただ専門家に對する不信感といふのがなぜこう育つてしまつたか、また育つてしまつてよろしいのだろうか、この点ひとつお伺ひしたいのです。そこで、先ほど来の御主張でも、公開性ということがよく言われるのですけれど

も、核にからまる技術開発というのは、各国死にもの狂いでやっているわけですから、そのノーマウが全面的に公開というのは、これはまず不可能であることは認めざるを得ませぬ。そういう意味でも、専門家に對する信頼感をどうやって育てるのか、まさせるべきはまさせるべきではないかといふことは、考えていくべきではないかと思ひます。まず御園生参考人の御所見を承ります。

関連してですけれども、いろいろ問題があるから、エネルギー開発については慎重であつてもいい、私もよくわかる気がするのです。ただ慎重であつてもいいといふのが、これは事実の問題として、エネルギー供給量、消費量と、国民の福祉水準というものがからまつてくることは、これは否定できません。そこで、慎重であつていふことが、具体的に国民の福祉水準といふのについてどういふ展望をお持ちになつてい

のか。私は、よく資源多消費型から資源節約型といふのですけれども、この議論の一番いけないのは、量的な具体性を欠いてることだと思ひます。何となく感じて、節約が必要だといふことを議論するのですが、じや、どこまで節約できるのかといふ話になると、みんなわからない。その意味で、慎重であつていふ御主張は私はわかるのですが、そう主張される前提として、どういふ国民生活水準といふものを、具体的に想定されておいて

しようか。これを二番目にお伺ひしたいと思つてます。

また岩本参考人にお伺ひしたいのは、六町二カ村、貧しいとはいひながら、わがふるわしの郷土なんだといふお話、よくわかる気がするのです。農業がある、漁業がある。そこで、ひとつこれは御意見として承りたいのですけれども、農業といふことになると、では、米価政策をどうするのか、価格支持政策をどうするのかといふことに必ずな

ります。そこで、自民党政権の問題で、御指摘の点は、私も同感いたします。ただそこで、それを高めていくということになると、その高い価格支持水準を消化できるだけの経済力といふものを日

本全体が持つていないとこれは不可能だ。その意味で、六町二カ村の問題と、日本全体の経済水準といふのは、いま断ちがたく結びついているのではないだろうか。その意味で、その点でどういふ問題意識をお持ちなのか。また平たくその財政といふことを考えますと、たまたま私は福島県の例を持ち合わせませんけれども、たとえば同じ原発のいまやろうとしております新潟県柏崎をとり

みますと、そこであが税金よりも多い金額が交付税でいつているわけですから、交付税でいつているといふことは、それだけでこぼれがあるのだといふ問題をあらみながら、片方ではそれだけの経済力が日本全体としてある。しかも、原発あるいは火力開発、手段としていいかどうかという議論は抜きにして、エネルギー供給といふものが確保されないと、地方交付税の問題あるいは平たいえ

ば米価の問題も含めて六町二カ村も立ちいかないのじやないかといふ問題を——いま安全性のことを伺つていられるじやないですよ、といふ問題についてどうお取り組みでございませうか、それだけま

ずお伺ひしたい。

○参考人(御園生等君) 答えたいいたします。私は、将来の産業構造のあり方あるいはエネルギー資源の開発のあり方等につきましましては、繰り返し申し上げますに、あくまでも長期的な展望に立つて慎重でなければならぬといふことをまず申し上げたいと思つてます。いささかも危険性に問題があるという場合には、むしろこれを使用

せずという立場を貫くことが必要である。いままでわれわれは、高度成長のもとに国民生活が豊かになるという政府の誘導のもとに暮らしてまいりましたが、その結果一体どういふ事態が起こつたか、日本全国の河川は工業用水によって汚染され、大気が同じく汚染されている、いわゆる公害の複

合の問題等についても、私は専門家なるものに根本的に不信を持つわけでありませぬ。これはいわゆる専門家であります、必ずしも板倉さんをさすものではないといふことを念のためにお断わりしておきますが、やはり専門家といふのは、一種の

専門ばかりでございまして、経済的な関連性あるいは政治的な関連性、住民生活に及ぼすさまざまな諸問題について、長期的な展望に立つのではなくて、その時点における一応の技術的な成果を、あたかも一〇〇%正しいものであるかののごとく前提を置きながら、いろいろなデータその他を公表なさるわけですが、しかし、今日一体公害の問題は、このような状態になるというのを、専門家の中でかつて何びとが言ったか、どのくらいの人たちにそれを指摘していただいたかという点を考えますと、この問題をただ専門家が安全であるということだけでなくて、広く一般の関与のもとに、いまお話にありましたある程度の公開ですね、今日企業のノーハウが、パテントと同じような比重で扱われるような方向にしておりますが、これは私は、ノーハウとパテントは同列に扱うべきではないという考えを持っておりますが、それはさておいて、企業機密はある程度保護されるべきものかもしれないが、それよりもっと重大な国民の福祉、国民の健康に関する問題については、私は、企業機密よりも優先すべきものである、こういうふうに思うわけでございます。繰り返し申し上げますように、この問題につきましては、あくまでも疑わしき使用せずという前提が必要なのでありまして、いろいろなデータを仄聞いたしますと、国内において、いま右本さんが言われましたように、さまざまな疑わしき事実が出ていますのでございしますから、そういう点を勘案する必要があるというふうに思うわけでございます。

今後のいろいろなエネルギー問題、産業構造の問題につきましても、あくまでも長期的な視点に立つて考えることが必要であつて、たとえば先ほど私が引用いたしましたデータによりますと、五十三年において大口電力の全電気事業用の電力に占める比率は五二・六%という数字になっております。もちろん、民生用の電力が今後とも漸増していくという事は否定することはできませんが、しかし、最終年度の想定においてさき五〇%をこす大口電力消費というのを前提にした電源

開発計画なるものは、根本的に私は考え直すべきであると、こういうふうな考えております。

○参考人(岩本忠夫君) それじや、簡単に申し上げたいと思ひます。

まず、御指摘のありました点についてであります。私たちがこの二重の双葉郡というの、先ほど申し上げましたが、人口が大体七万弱でございまして、これはほんとうに、何といひますか、福島県でも特に県政の谷間などといわれたそういう地域で、南には三十五万のいわき市がございします。また北方を見ますと、隣に原町市とか相馬市とか、そういうつまり地方都市が点在しているわけでありまして、その中間の双葉郡というのは、つまり、純農村的なそういう地帯であります。しかし、三十七、八年前までは、たとえば一町五反くらいの米作農民が、それだけで十二分食える条件がもちろんあつたわけでありまして。ただ近年の生活様式がかなり、何といひますか、いろいろな意味で高度化されたといひますか、変わつてきたことも確かでありまして。それによつて消費もかなり多くなつたことも確かでありまして。ですから、その当時の生活と、今日の生活を比較して、全く同一だという形にはまいらないと思ひますが、しかし、いづれにしても、そういう私たちが歩んできた生活要件があつたということなんです。そういうことで、つまり、この双葉郡がなぜこれまでおくれできたかというのを、二、三例をあげますと、たとえば漁民の問題であります。浪江町というところに請戸という漁港がございします。これは漁民が、その漁港の築港を早期完成をかなり望んでいたわけでありまして、二十年この方ほんとうにスズメの涙程度の予算配置で、その漁民の願ひである築港の完成というものがまだある部分残つてゐるわけですね。つまりそういう過疎地域に對する、また後進地域だといはれてゐる地域に對する予算の支出というものが非常に、何といひますか、けちつてゐるといひますか、つまりそういうものがあるわけですね。それからまた農業については、やっぱり米が中心でございしますし、業

たばこか果樹、それから養蚕、酪農、大体こういうものが中心になっておりますが、私はやっぱり農業政策に對して、基本的には食糧の自由化とか、もちろん養蚕は、言うならば乳製品すらやっぱりほかから持つてくるという、こういう状況がございしますから、その根底にあるのは、やっぱり農民を農村の中で生活し得る、そういう政策が決定的に欠けてゐる、こういうものがその根幹をなすものじやないかというふうには思ひます。

それは、いま原子力発電所が立地をされてゐるそのすぐ隣が、その農村工業導入地域と指定をされてゐる、そこに幾つかの企業配置がなされるという、そういう状況になつてゐるわけですね。住民感情としては、原子力発電所というものが、そのそばに工業が配置をされる、そのことに對して何か非常にとまどひを感じてゐる状況があります。それから一番願つてゐることは、やっぱり阿武隈山系の開発ですね。これはやっぱり酪農するにしても、つまり採草地が足りない、また畑が足りないとか、つまり、農用地そのものが非常に不足をしてゐる。したがつて、阿武隈山系開発によつて、何とかそのような農用地を拡大をしていただきたい、こういう要望があります。しかし、それとても遅々として進まないという状況にございします。そういう点から私はこの際特に望むことは、やっぱりそこで働く農民が農業だけで食つていける、そういう状況を基本的な政策の中で保障していく、たとえば価格を保障するとか、そういうものが基本的でない限り、今日の農民は救えないのではないかとこのように思ひます。

特に、原発の安全性とは関係なくというお話でございしますから、それだけ申し上げておきます。

○栗林卓司君 御園生参考人に重ねて簡単に二点伺ふのですけれども、疑わしいものは使わないほうがいい、その疑わしさを晴らすのは一体だれであるかを期待しておいでになりますか、これは

先ほどの専門家を踏まえながら重ねてお尋ねをいたします。

二番目は、大口電力が半分以上おかしい、しかし、大口電力というのは、そこで国民が使う消費財が生産され、大多数の雇用がそれを中心にして確保されている事実もあるわけですね。といつて、大口使うのはおかしい、これも一つのお立場の議論であることは認めます。したがつて、それを縮めて言ひますと、物質的にもっと貧しくなつていんだし、そうなるべきなんだと、やっぱりそこまでおつしやらないとなかなかわかりかねる気がするのですが、そういうことを想定されてゐるのですか。

○参考人(御園生等君) お答えします。

簡単に答えたいとしますと、第一点につきましては、私はやはり専門家の分析に信頼する以外に方法はないというふうな思ひます。けれども、問題は、その専門家なるものがどちらの側に立つてゐるかということだと思ひます。企業側に立つてゐるのか、あるいは国民全体の側に立つてゐるのか、その問題を問題にしたいと思ひます。

それから第二点でございしますが、私は国民生活が物質的にも豊富になることを望んでおります。ただし、いままでのような、資源多消費型、公害発生型、こういった産業が日本の将来の産業構造の中に依然として大きな位置を占めることになるのかどうか。この点につきましては、時間があります。おそれけれども、私は根本的に疑問に思つております。おそらく需給計画想定の中には、たとえばアルミニウム工業であるとか、あるいは鉄鋼業であるとか、その他電力を非常に多く消費する従来型の重化学工業の発展がかなり多く想定されてゐるという点において、多少アナクロニズム的な計画であるというふうな考えざるを得ません。

○栗林卓司君 それでは木下参考人にお伺ひいたしますけれども、先ほどの目的税にからんで、受益者がコストとして負担をしていく仕組みなり妥当性という角度で御説明いただいたと思ひますけれども、今回の電源開発促進対策関係法案が予定

している公共施設の建設費用、これが電力受益者がコストとして負担すべき内容なのか。お伺いしておりますのは、安全対策あるいは環境保全対策、これは当然コストとしておっしゃるようには、いわゆる外部不経済の内面化をはかっていかなければいけませんし、それが電力料金の中に入っているというところは、電力事業法でも想定しているわけですから、これは一応例外にはしません。今回の問題というのは、火力発電所の設置と直接因果関係はないけれども、諸般の情勢下においてそういった対策が必要であるということをおっしゃる、港湾をつくる、道路をつくる、学校をつくる、診療所をつくる、保育所をつくる云々と、こうなるわけです。これが御説明のコストの中に入るのでしょうか。ここだけ抜き出しますと、実はこれはもう一般財源、本来はやらなければいかぬことであるわけですが、それを全部目的税なんだと、いわば大きな意味での外部不経済なんだということになりますと、あらゆるものが同じ発想で消費税化していくことが可能になるという意味で、コストであるのかないのか、因果関係をどう見るかというのが、実は今回の法案の眼目ではないのかと、因果関係があまりはっきりしないものですから、これは岩本参考人がいみじくも言われたんですけれども、こんなことをやるぐらいなんだからよっぽど危険なんだろうと、私はこの発想もよくわかる気がするのです。ですから、ここでコストに入るから入らないかについて御所見を伺いたいと思います。

○参考人(木下和夫君) 電力の需要家は、個人、法人を問わず受益者であることは間違いございません。その受益者が負担しますコストの中に、発電の純粋なコスト、及びこれに付帯するいまの九電力が企業会計の中で負担するコストは、当然料金の中に反映されてお見することが出来ます。しかし、民間企業である以上は、九電力が道路をつくるか、港湾を整備するとか、あるいは漁港を整備する、あるいはもつと生活に直結いたしました水道、公園等を整備するということは、いわ

ば守備範囲の中に入っておりませんから、地方公共団体が本来やるべき仕事でございします。

第二番目の問題は、今回の受益と申しますのは、境界的な部分の受益の負担か、境界的な部分のコストを負担しよう、させようというのでありまして、本来、地方公共団体が行政の遂行に伴って行ないます分の費用というのは、これは一般財源で、先ほど申し上げましたように、税収あるいは国庫補助負担金及び交付税でまかなうのがたてまえてございします。しかし、それにプラスして、発電所所在の市町村及び隣接市町村については、たに原子力発電所に限らず、火力にいたしましては、水力にいたしましては、さまざまな公共施設が、いわば一種の電力供給のために協力をして犠牲になっておるといふ面があるわけでございします。それは、たとえば電力の供給事業によって、確かに地元には、大規模な償却資産であれば、累の段階で大規模償却資産に対する固定資産税をとって配分を受けますでしよう。ところが、発電所というものは、普通はそのに勤労しておる人の数には非常に少ない、したがって、そこからあがるとこの住民税がそれほどもふえるわけではない、等々の税収が伴わないという面が地元にはおそろしく生じておる。これは共通のことだと思ひます。そうしますと、特殊の財政需要があるのに、一般の財源だけではどうしてもできないというものの、追加的に財源を獲得してもらおうとするならば、このように形、これはいろいろな形が考えられると思ひますが、このような形の財源調達の方法が十分説得的である、こう思ひます。で、かわりの方法と申しますのは、先ほど意見として申し上げましたが、かりに電気税というものを回すという形のものもあり得ると思ひます。しかし、電気税というものは、本来そういう目的をねらって創設されたものではございせんので、現在の状況では、市町村の一般財源として有力な財源になっておるといふ事情がございしますから、電気税をこれに利用するということはあきらめなきやならない。そうすると、この種の税を徴

取る以外に、そのような特殊の上積み分の財政需要をまかなうのにはほかに方法があるまいというところでございします。もつと違つた発想をいたしますと、こういうものに対して、民間企業である電力会社が負担しようという議論もあり得るわけがございします。そうなりますと、現行の電力料金の計算の中にこれは当然入つてまいりまして、一定の電力料金については上げ幅を極力縮めようとか、電力一般の料金についてはある程度の国民生活の確保という配意を加えようとする情勢のもとでは、これもだめだと、しかも、そういう仕事を本来電力会社がやるということは、これは電力会社の納める税でもつてやるのが本来のたてまえてある、こうなりますと、いまは消去法ですつとまいりました。残るところはこういう税ではあるまいかというものが私の議論でありまして、イエスかノーかということになれば、イエスと言わざるを得ないということにございします。

○戸田菊雄君 おそく来ましたが、あるいは複合する点があるかもしれないが、その点はあらかじめひとつ御了承いただきたいと思ひます。

まず、いま質問がありまして、関連がありまして、木下参考人に質問してまいりたいと思ひます。

目的税創設ですね。これはいままでの税徴収としてはこういう角度でやられたのは初めてですね、初めてだと思ひます。確かに石油ガス譲与税なり、地方道路税なり、自動車重量税等がありまされども、それは一たん国が取つて、それを地方公共団体に譲与して、そのあと使用制限して目的に沿つておるといふ状況でしたが、今回はストリートで国が取つて、そして地方公共団体にストリートに譲与して使用制限してやつておる、こういう違いがあると思ひます。ですから、税体系全体としても、私は非常にまずい結果を生ずるのじやないか。この点の見解が一つです。それからもう一つは、結果的に初年度でもつて百一億程度、平年度でもつて三百億程度を徴収していくわけです。これは結果的に電気利用者の

料金にはね返っていく。いわば、いまそうじやなくても、一般国民の重税感というものは払拭できないという状況になっておるわけですから、さらに重税体制というものが乗しかかる、こういうことの結果にはなつておると思ひます。そういう方法がはたして国民に歓迎されると思つておるのかどうか、これが第二点。

それからもう一つは、これは一つの間接税ですからね。ここの四十九年度の予算を見ましても、税収見込み総額は十四兆ちよつと、専売益金を含めまして、このくらい国民から多額の税金を取つておる。そういう税金を取つておるのですから、百歩譲つて、もしそういう電源開発上どうしても一定の補助ないしそういうものが要だといふこととあれば、一般会計予算から出してはどうか。たとえば防衛庁の基地周辺整備法というものがあつたとして、これは大体年間四百億程度、五百億になりますか、その程度そこから出しているわけですね。だから、そういういわば一般財源のもとからこれらの問題について充たしてはどうかという見解が第三点。

それからもう一つは、さつき私が言いましたように、間接税ですから、これは終着駅を売り上げ税等まで拡大していく。たとえば政府でいままでわれわれ議論してきたのは、直間比率が現行七対三だ、ですから、これがバランスのとれるような状況にしていかなければいけないというのが歴代大蔵大臣の主張であつた。しかし、いま現にこれはそういうものができておる。これは税調等でもそういう点についてはいろいろ検討して、物品税その他総洗いなければいけない、水田さんなんかも主張しておつたのです。しかし、行なわれないうちに今日まで来たのですから、こういう角度で間接税増徴体制でいくとするなら、私は終着駅なしの売り上げ税あたりまで当然突っ込まざるを得ないのじやないか、そういういわば全般の間接税増徴体制につながるのじやないか。ですからそこで、私はひとつ、こういう目的税を今回つくるとすれば、この基準案なるものをつくる安全

弁の必要があるのじゃないか、こういうふうにか
えます。最終的には、いま電力会社等に対しては、
たとえば石炭が年間五千万トンぐらしかあつて、
いま生産をしておらない、国内で、それでもう石
炭をたいてもらう火力発電所に対しては一定の補
助金を出しておるわけです。公害防止のために脱
硫装置その他が必要であれば、これも一定の補助
金を出しておる。いろいろな開発銀行を通じて融
資をしたり、あるいはまた特別措置法に基づいて
減価償却その他でも多分に保護政策をとつてお
る。過保護と思われるくらい保護政策をとつてお
る。そういう現状からいって、さらにこの目的税
を創設をして国がめんどうを見てやっていると
いう、こういうことは、いま公害が問題になって
いる、これは原則は、どういふ公害でも企業防止が
原則だ、企業でやらないという状況に大体なつ
てきてゐるわけでしょう。自前産業について、す
べて国からそういう問題で税金を含めてやつても
らわなければいけないというところは、財政上運営
上はたして国家から見ても妥当かどうか、という
ことが第四点。

そういう問題についてひとつ木下参考人の御見
解をまず承りたいと思ひます。

それから板倉参考人にちよつとお伺いをいたし
ますが、先ほどいろいろ論争があつたようであり
ますが、いま主として原子力発電に用いられて
いる日本の型というのは軽水炉型ですね。これから
ガス冷却炉あるいは重水炉等々世界的にいくと思
ひますが、だいたい世界的に見ても原発の設置そ
の他実用化されたものは相当あると思うのです。日
本の場合、技術的に十数年にしかたつておらない
んですね。ですから世界的水準からいって、技術
水準で現在で十分だと思つてゐるのか、その辺の
見解ひとつ。

それからもう一つは、いろいろ現地原発でも
住民の反対運動が起きていることはまさにその
とおり、これはやっぱり会社として私は欠陥を
持つてゐるんじゃないかと、いわゆるわれわれの立
場では、民主、公開、安全、これをすべて三

原則としてそういうものを地域住民に示すべきな
んです。ですから、さつきもいろいろと論争があつ
たようだけれども、どうも地域住民の皆さんが
危険意識を何かこう持つてゐる。そういうものに
対して納得のいく回答を与えていない、この辺が
企業内における秘密、そういうものを含めて、ど
うも不明朗なものを持つてゐる、そういう気がす
るんですが、これはやっぱり原則的に、公開の原
則でもって洗ひざらぬ出して、そして当面この技
術未開発の問題については今後どうするか、こ
ういふやつぱり公開方式でいくのが私は至当だと思
うんですが、そういう現状を守られてゐると思
うかどうか、その辺の見解をひとつ。

それからもう一つは、技術開発は電力会社自体
としてどういふ角度でやつておられるか、先ほど
科学技術庁の見解もちよつと聞いたんですけれど
も、必ずしも完ぺきだとは私は思ひません。まし
てや電力会社が、そういう中で限られた研究と
いうものは、私はまさに限界があると思うんでは
ない。そういう面について一体今後どういふ考えを
持つておられるか、この行政指導の国家機関と、
そういうものとの間に、何か明確なあなたのほう
の見解とか、方向づけというものはあるのかどう
か、その辺についてひとつ御見解をいただきたい
と思ひます。この三点について。

○参考人(木下和夫君) 第一の問題は、国税とし
て徴収して特別会計に入れますが、それからその
全額を市町村に交付するというのが前例にはない
と、譲与税方式で一部を地方公共団体に譲与する
というケースはあるけれども、全額を譲与するこ
とはおかしい、あるいは税体系の問題がないかとい
う点の御指摘だと思います。もしそういう点を考慮
されれば、かわりに市町村税としてお考えになつ
ておられるのか、あるいは府県税としてお考えにな
つておられるのかという感じもするわけですが、
が、そういうかわりの方法をお考えになつていな
いといひます。全額を特別会計に入れるこ
とによつて、税体系が基本的にゆがんでくるとい
うような解釈は私はとつておりません。で、かり

に府県税として採用するといひしても、複数
の県にわたる場合が十分考えられますし、市町村
税として徴収するといふことになりまして、税務
行政上国税の場合よりも非常に多く問題がござい
ます。したがつて、私は、現在のように一応国税
としてナショナルレベルで徴収をして、府県知事
の承認するところの事業計画、整備計画に基づ
く交付のしかたのほうが、地方税として創設いたし
ます場合よりもよく、かつ税体系の問題とい
うことには御心配は要らないといふふうに考えま
す。

第二番目の問題は、この税が結果的に料金には
ね返る可能性があるといふことで、諸物価高騰の
おりに国民一般に対する負担を累増するといふ御
指摘でございしますが、これは立法の趣旨がどのよ
うであるか、御議論を伺つておりませんので、さ
だかではございせんが、私自身は、この税は本
来料金にはね返るといふことを前提にしておる
と、率直に認めなければならぬと思ひます。そ
うしますと、料金にはね返る率あるいは金額とい
う問題でございしますが、モデルをつくつて
計算をいたしました結果では、一キロワットア
ワーについて四銭二厘余りの負担といふことにな
る状況でございしますので、この程度の負担、言い
かえれば受益といふものを議論するならば、受益
に対するコストの負担がこの程度であるならば、
許容限度内にあるといふふうに解釈をいたしてお
ります。もちろんこのような料金を、一定の限度
内におきましては、はね上がることを防止して、
そしておそろく累増するような料金システムをつ
くることが、エネルギーあるいは資源の節約上望
ましいといふ考え方をとります場合でも、この程
度の負担といふのは、私は一般の国民生活の、日
常の国民生活の負担としては相対的に許し得る
と、ワケ内にあると解釈をいたしております。
それから第三番目の御指摘は、むしろこの費用
は一般財源あるいは一般会計の予算の中から支出
すべきであるといふ御指摘でございします。この
考え方は、いまの与えられた一般会計の予算プラ

スの、先ほど申しましたことばを使ひますれば、
限界的な増分、言いかえれば上乗せ分を議論をし
ておるのではないかと思ひます。したがつて、
御指摘のように、防衛庁予算のある分を削つてそ
こへ回すといふ考え方は最初からとられていない
ので、これに上乗せして、言いかえれば、地方公
共団体が受けるところの財源は現在のような構造
で与えられるといふことを前提にして、それに上
乗せして、この資金を国のレベルから市町村のレ
ベルに移すんだといふ考え方はないかと解釈を
いたしております。その考え方をとりましますらば、
先ほど先生御指摘の一般会計予算の上積みといふ
ふうに私は理解をしておるわけでございします。
それから第四番目の御指摘は、電力会社につ
いてはさまざまな優遇をしておるではないか。で、
補助金の実態といふことにつきまして、私、御指
摘の点確認を持ちませんので何とも申せません
が、従来は、固定資産に関する減価償却について
特別の優遇を税制上した例がございします。しかし、
今回の地方税法の改正で、電力会社の発電所の家
屋及び償却資産についての固定資産税の課税標準
の特例が廃止されておりますが、この点は御承知
のことと思ひます。そういう従来は電力会社に
限らず、日本経済の運営の上で、かなり特定の業
種とか、あるいは特定の利益集団とかいふものに
対する恩恵的措置が続いておつたことは事実で
ございまして、私自身も、こういう恩恵的措置は
できる限り早く撤廃することが必要だといふこと
はお説のとおりでございします。ただ問題は、こ
で問題になつておりますのは、これを財源として
整備いたしますものが、一定の公共施設である
といふ点を考えますと、民間の企業が公共施設
にみずから出ていくと、そういう公共施設の整
備を民間の企業がやるというところは、これは実
は私は好ましくないと思ひます。で、こういう問
題は政府のレベルで、地方・中央を問わず政府の
レベルで本来やることであつて、最近もよくよく
御承知のように、社会的責任といふ問題が起こ
りますと、やたらに企業が、本来市町村がやるべき

仕事の一部をみずから進んでやるというようなか
かしな現象が出てきておりまして、まるでみずか
ら犯したさまさまの不行跡をそれで許してもら
うと言わぬばかりの態度というのが露骨になつて
おりますが、これは決して望ましいことではなく
て、本来民間で受け持つ仕事の分野と、公共の
手で受け持つ仕事の分野はつきりさせておくとい
うことが必要ではないかと思ひます。したがいま
して、第四点につきましては、お説の点は十分わ
かりますけれども、やはりこれは地方・中央を問
わず政府のレベルで適切な財源でもってこれをま
かなっていくというのが望ましいのではないかと
思っております。

○参考人(板倉哲郎君) 第一の御質問は、原子力
の安全技術の水準が、わが国で十分であらうかと、
こういう御質問でございましたか。——お答
えいたしませんが、こういう技術水準というもの
については十分であるかということではなく、
よりよいものをつくっていくということが当然の
態度でございます。が、事安全に關しまして、い
ま行なつております安全の設備あるいは安全の原
子炉に対する考え方というものが十分であるかとい
うことに対しては、私は十分であると思つており
ます。しかし、わが国の技術水準だけで十分か
という御質問です。ちよつと答へがあれでござい
ますけれども、こういう原子力の開発あるいは宇宙
産業もそうでございますが、こういうものは、国
際的に技術交流によつて、より技術が固められて
いくものでございまして、その一つのナショナル
ミタに、よその国の情報は取らずに、日本の
国独自でやっていくというような世の中ではない
と私は考えております。そういう意味で、いまの
現在、軽水炉ということにつきましては、日本の
国民とすると、どうしてアメリカの開発したもの
をし、自分だけの力でやらないのかというお話を
なさる向きもあるかと思ひますが、私は、これに
対してはまづこうから反対するものでございま
す。アメリカで開発された技術であれば技術導入
をし、ただ技術を金で買うというだけでは足らな

くて、たとえば持参金を持つてアメリカの施設に
行き、そこで共同の研究をするという体制に順次
なりつつありますし、単にアメリカだけではなく
ドイツとの技術交流も行なわれておりますし、さ
らにスウェーデンとの技術交流にも日本は参加し
ております。そういう意味において、技術という
ものがどこで十分かということについては、より
よいものをつくっていくと、しかし、安全の問題
につきましても非常に慎重な態度で進んでおりま
すので、私ただ技術的にもつと詰めたらいと考
えていますのは、安全なものについては、普通の
ことばで恐縮でございますけれども、二重、三重
という一般の用語でまことに恐縮でございますけ
れども、しておると、それに対して電氣を出すだ
けのものについて、たとえばあるポンプがとま
たら、これは安全上問題になるという場合ですと、
一台でよいポンプを二台、三台、場合においては
四台持つという安全の対策を行なつておりま
すけれども、ただ単に電氣を出すだけのものでは
あられ、一台のポンプがとまれば、電氣がとま
つてしまふというような施設はあつてございま
す。こうなりますと、全く経済的な考え方にな
つてくるわけですね。安全も経済的な安全とはい
わけてございまして、安全に對しては経済を
ある程度、経済ということも考えずには十分な施設
を行なつて電氣を出すだけのことに過ぎませんと、ポ
ンプ一台あればいいところは一台しかない、し
たがつて、そのポンプが故障すると電氣がとまる
という方向が現在あるわけでございます。こうい
う点のものは、純技術的といひますか、純経済的
なベースで、より安定した電氣を出すという方向
に今後技術の水準をあげていくべきであらう。これ
は世界的な動向だと思ひます。

それから第二の御質問は、専門家の中で安全と
いう声が多い、一方、もちろん専門家といひます
か、そういう学者の中でも不安全を唱える方もご
ざいますけれども、大多数の意見は安全であるとい
うのが国際的な立場で認められてゐるわけでは

が、それに対して住民の方々が非常に信頼してな
いんじやないかと、これは御指摘のとおりでござ
います。この点はやはり、こういう安全の問題が
技術的にならぬむずかしいことばを含んでおる
なり、それを技術屋というのは平氣で、その英語なり何
なり、むずかしいことばをつくつて、だから安全
だ、それをよく説明できないと、最後は安全だ
から安全だという極端な論議になつてしまふ。こ
ういふ点は、企業といひますか、企業といひます
より、原子力技術を開発しているところの者が、
もう少しわかりやすいことばでよく例をたとい
へてよく御説明をするといふことは確かに欠け
てゐると思ひます。非常にみな忙しかつてゐる
ものですか、氣になりながらやつてないんだな
んという話がありますけれども、これはやはりこ
ういふ一つの公共事業であり、しかも、先ほど申
しましたように、原子炉は潜在的には危険性を
持つものであるといふものを、国民の同意の上
に進めていくためには、広報と申しますか、こ
ういふ面に十分配慮を払ふことを十分やつていく
べきだと私は思つております。

資料の公表がなされてないではないかとい
うお話をございしますが、私自身考えておりま
すことは、まだ不足におとりになつておられるか
もしれませんけれども、各発電所、たとえば私
環境、住民の安全に關係しないことも、元來、環
境、住民の安全に關係しないことも、たとえば原
子炉といふのは、どつかのポンプがとまりますと、
安全に關係なくともとまるようになってゐます。
原子炉がとまると、すべてそれを公表し、どう
いうわけかとまりましたといふことも御説明して
いますし、たとえば新しい燃料の輸送、使用済み
の燃料であれば、放射能を持つておりますけれど
も、新しい燃料——天然にも放射能がありますか
ら、わずかにございしますが、こういうものが
たとへば発電所に入るとき、あるいは岸壁に荷物
がきて、大きなものを掲げますよといふような場
合についても、十分公表し、公開をし、発電所も
公開し、皆さんに見ていただくという体制には

なつてはおりますけれども、この点さらに足らな
い点は努力をしていくべきものだと思います。そ
ういふことによつて国民のコンセンサスを得て、
そして皆さんが安心された、こういうエネル
ギーにより豊かな生活を保つていくべきであると
考えています。

それから第三番目は、電力会社が技術開発に對
してどういふ取り組みの姿勢をしておるかとい
うお話をございします。この点に對しましては、原
子力の技術といふことで、いわゆる技術のうちで
ハードの面とソフトの面がございします。電力会社
自身が工場を持つてゐるわけじやございませ
んで、電力会社自身は、どちらかといひますと、ソ
フトの面の技術といひますが、ものを十分に、こ
れまで昔からやつてきております。ことに安全の
フィロソフィーの考え方、たとえばどういふと
ころにはポンプが何台要るか、どこのパイプがこ
れたら、どこをどうすべきかといふ点については、
十分電力会社の中で専門にこつこつとをやつて
いるグループがございします。一つは、電力会社
が幾つか分かれておりますが、初期の段階のころに
は、各電力会社の方々が、日本原子力発電にみな
集合されて、そこでどういふことをなさつたのが、
また皆さん散らばつておるといふ点で、数年前か
らそういう原子炉の安全關係の技術を担当してお
られる方といふのを——電力の中に電氣事業連合
会といふのがございしますが、その中に安全の委員
会といふものを設け、たまたま私はその主査を
やつておりますが、各社から専門担当の方が集ま
り、常に情報を交換し、その情報といふのは、何
も国内情報ではなく、世界の情報も交換し、安全
といふものについて取り組んでおります。
それからもう一つ、ハードの面につきましては、
原子炉製作メーカーさんたちと、その単一の物件
ずつにつぎましては、そこでの共同研究といふよ
うな形で進めております。たとえば教習の発電所
に、環境に放出します気体用の放射能を低減する
装置といふものを、発電開始後、二年後に、新し
いそういう目安がございましたので、取りつけると

いうことにつきましては、たとえば日立製作所との共同研究ということで、ソフトの面につきましては、自分のことであれでございしますが、私、ドイツに二、三度行きまして、いろいろ情報も得てくる。それをもとにして、日立製作所において実際にやっていただく、ある点は、政府のほうでやっていっていただく、動力炉事業団というものと、日立の共同研究をやる。そういうもので見通しをつけたものを取りつけさせていただき、環境の放射能というものを、従来よりもさらにけた的に下げたという例も一例でございしますが、さらに最近、電力会社の中で持っております中央電力研究所というのがございします。これは従来は、どちらかといいますが、水力中心の技術開発が進んでおりますが、順次原子力に対する技術ということをここに集結し、そこでいろいろ実験もしていただこうという点で、その開発も進めております。

たとえば現在すでに十分やっておりますことは、気象の解析、大きな風洞実験を持ちまして、原子力発電所の立地に対しての模型ですか、風洞実験によりそういうことをやっていらつしやるという点で、電力会社としまして、これは十分まじめに取り組んでいく問題でございしますが、先ほど先生御指摘のように、工場を持つてのハードとソフトというものについては、おのずから限度のあるものでございします。そういう意味で、ソフトの面というものを十分行なっているつもりでございします。

以上です。

○戸田菊雄君 最後に木下参考人に伺います。税調の一員でもあるわけですから、従来慣行としては、法的に別に責任を問われるとかないとかということじゃないですけれども、慣行としては、新税の創設や、あるいは改善やいろいろな意見を政府から諮問されて税調が答申をしていくなのが慣行ですね。そういった手続上の欠陥が今回あるんじゃないかと思うんですが、これはまさに税調委員の皆さんに対してたいへん政府は侮辱の態度をとってらっしゃるんじゃないかと思うんですが、そういう点についてはどうお考えですか。それが一

つであります。それから先ほど質問した中で、間接税の歯どめの問題、そういう基準というものを考える必要がないのか。どこまで拡張されていくかわからぬ。こういうことです。

それから先ほどの質問の第一点の問題、創設については一応肯定されたような御答弁でしたけれども、そういう考え方に立ちますと、たとえば瀬戸内海がたいへん汚染をされている、地域住民がたいへん困る、じゃこの海水の汚濁を浄化しようという点で、そういう税をひとつ設けてくれと、もう多種多様にそういう問題がどんどん出てきたら、これは一面財政運用上の硬直化で、大蔵省は一貫して今日まで反対をしてきたことはすくなく、御承知だろうと思う。そういう財政部面を含めまして、税体系というものは私はいへんな混乱を引き起こしているんじゃないかと、どうしてそう考えるんです。ですから、その辺の問題についてこれはぜひ御見解を示していただきたいと思ふんです。

二点の問題で、これは結局料金にはね返るといふことは率直にお認めになる、私もそう思う。ですから、今後経済動向いかんによつては、この部分の増徴体制というものはもっともつとやられると思うんです。これはもう自動車重量税、これは一昨年中さんのお声がかかりでつくったんですけれども、ことしすでに増徴体制とつたんですからね、一年もたたないうちに、そういうものなんですね。だから、もつともつとこれは上がっていくだろうと思う。おそらく今回電力料金も約六〇%近い値上げをされているわけでしょう。そういうものも含めて、今後の原価開発状況を見ますと、相当私は膨大な資金投入をやらなければいけない見通しになってまいりますから、それを全部受益者負担で料金体制でまかなっていくということになれば、結果的に国民が全部背負いきらなければいけない、こういう結果に私はなってくると思ふんです。ですから、そういう面を考えて、その辺の見解をひとつお述べ願いたいと思ふんです。

それから双相地方原価反対同盟の議員さんの岩本参考人に二つ伺います。一つは、地域でもつてたいへんな住民の反対運動というものが続いている。一番の反対の不安感といふんですが、そういうものが充満しているんだろうと思ふんですが、その内容がどういふところにあるのか。それから、現地としては法廷闘争その他に持ち込んでいろいろ進められておられると思うんですが、その法廷闘争の内容等についてできればちよつと御説明願いたい。現地の状況についてちよつとお知らせを願いたいと思ふんです。

それから御園生参考人に一点だけ伺いたしますが、今回の開発促進法、聞きますと、科学技術庁の審議会答申によると、この原発、全国で二十九カ所配置になつていくという状況、私の記憶に間違いなければそういう状況になつていくわけです。そういうことになると、たとえば東北六県、新潟を含めて、ここに九カ所の原発がどう配置されるかわかりませんけれども、そういうことになつて、もし一たん事故などが発生して、強大な爆発なんか起こした場合に、私は東北全滅だろうと思ふんです。ですから、危険の問題について、これはことさらに配慮しなくちゃいけないわけですが、アメリカあたりはそういう立地条件とつておりません。

ですから、これは単なる公害などと結びつける問題じゃなくて、人命そのものにストレートでいきますから、そういう一体開発方式というものが、いいというところはないんです。構想として打ち出されているというところについて、私は、まさに危険な状態ではないかというように考えるんですけれども、そういう一つの開発問題について、どういふ御見解をお持ちになつておられるか、その一点だけひとつお聞かせいただいて私は終わりたいと思ふんです。

○参考人(木下和夫君) 第一点は、税調で全く審議をしていない新税を法案として提出したことに関する税調の委員としての感想あるいは考え方を

述べよという御趣旨だと思いますが、本来、先ほど御指摘のように、制度として、審議事項が詳細にきまつて、それについてきまつたことだけしか立法化しないという約束は今までなかったわけでございます。ただ、御指摘のとおり、慣行上そうなつておつたということもございまして、私自身もいたしましては、税調としてこの法律の立案をした事務当局に対して、何らかの説明あるいは釈明と申しますか、そういうものを求めることは、近々再開されます税制調査会の総会において、会長並びに会長代理と御相談を申し上げたいと思ひます。

ただし、先ほどちよつと触れましたけれども、これは税法の問題だけにとどまりません。財政の制度全般に關係する問題でございします。それから通産省關係の法律にも關連する問題だと思ひますので、そういう全体的な取り扱ひの中での一環としての新税創設という意味で、しかも、非常な緊急事態でやむを得なかつたという弁解をいままではしませんが事務当局から聞いておりますので、おまえは寛容過ぎるではないかという御批判もあるかもしれないが、私はやむを得ないものと認めておきたいということを申し上げたわけでございます。

それから第二点に關しましては、先ほどの御質問で、私がお答えを忘れておりました問題でございまして、この税をきつかけとして、間接税のウェイトが高まる可能性がある。本来間接税というのは好ましくないもので、これはおことばにはございませぬけれども、大体直接税中心に税体系をつくっていくのがより望ましいのではないかと御議論をうしろにお置きになつての御発言だと思ひます。

私は、長い間租税の理論を中心にして勉強してまいりましたので、全く理論的にはお説のとおりでございます。しかし、現実の税務行政の問題を檢討いたしますと、実はその理屈というものは、非常に理想的な場合のあり方でございます。現実にはさまざまな直間比率の組み合わせという

ものが必要であらうかと思ひます。たとえば一般には個人所得税を減税して、その肩がわりを法人税に求めるという理屈は、まことに妥協な選択的な政策のように思われまふけれども、実はかなり長期で考えてみますと、法人税もこれは価格に転嫁をされる可能性がございませう。その姿はつきりいたしておりませぬけれども、結局税というのは、個人のレベルで払うというのに帰着するのではなからうか。そうしますと、法人税というのは、一応便宜上法人のレベルで徴収しておるとさへ、いわばいわれるような問題もございませう。

そのような諸点を考えますと、直間比率というのが、一体問題を正確にとらえる基準であるのかどうかともまことに疑問がございませう。法人税もそういう意味で転嫁されるとすれば、間接税だとさへ言えることになりまふので、私は、この問題に関する税の組み合わせというのは、理論をまず前提として、そうしてその上に立つて、それぞれ国の納税者意識あるいは財政の全体の仕組みというふうなものを考慮しながらきめていくのが妥当ではないかと思ひておられます。

したがって、いまのまま放置いたしますれば、直接税の比重が非常に大きくなるような仕組みになつておられますから、将来はある程度直接税の比重を減らすかわりに、適切な間接税というものをくふうする余地があるのではないかと考えております。その場合には、一〇〇%文句の言えないような間接税というのはなかなかくふうすることがむずかしいわけがございませうから、一応、先ほどのおことばにございませうな売り上げ税、それも個別売り上げ税ではなくて、一般売り上げ税であるいは一般消費税のようなタイプの税を検討してみても、そしてそれで低所得層に負担がかからなような措置をあわせて講じて、たとえばいま私自身検討しておりますけれども、負の所得税——マイナスの所得税というふうなものをそれにあわせて実施するという条件にして、間接税のウェイトをいまより若干高めるといふことも、数ある租税の組み合わせの中の一つの案ではなからうかと思ひております。

うかと思ひております。

しかし、今回の新税の構想は、私はこれにつながるものではあるまい、また私自身つながらせる気持ちには全くございませぬ。で、したがいまして、今回の新税が売り上げ税的な性格を持つておる、あるいは間接税的な性格を持つておると言われまふことは、これは税の性質としてはさうでございませうけれども、たとえば同じような議論は、印紙税の増徴についても売り上げ税への布石だといふふうな解釈も行なわれております。しかし私は、これは切り離して考える立場をとつておるわけがございませう。

それからそのときに、例として自動車重量税の増税のことにお触れになりましたが、私自身は、自動車を別にお触れになりましたが、私自身は、せんけれども、自動車の道路利用あるいは自動車による公害その他、さまざまな点を考慮いたしますと、自動車諸税というのは、かなり負担をかけたても社会的承認を得る、得やすいものであつた。これが耐えられぬものであるかどうか、その辺はこれは検討を要しますが、自動車関係の諸税、幾つもございませうが、そういう税は、本来負担を高くしてもそれほどの大きな社会的反対はないではないかという感覚でおります。

以上でございませう。

○参考人(岩本忠夫君) 端的にお答えをしたいと思ひます。

私は、原発の全国的な情勢については詳しくわかつておりませぬから、私たちの地域の中で、なぜ不安に思つてゐるかということについて申し上げたいと思ひます。

まず、私たちの双葉郡の海岸に配置をされる原子力発電所の設置状況でありますが、東京電力第一原子力発電所の地点は約四百五十万キロワット、これは六基であります。それから第二原子力発電所、これは百五十万キロワット四基配置をされることになっております。東京電力の関係で、締め九百万キロワットちよつとになるわけでありませうが、さらに東北電力の関係では、これはまた四

百万キロワットをちよつと上回る。で合計で千三百万キロワット、さらにそれに加えて広野町といふところに火力発電所一基六十万キロワット、二基、つまりこの双葉郡海岸の三十キロ足らずの行程の中に、火力発電所も含めまして千四百百万キロワットの原子力発電所ないしは火力発電所が設置をされると、こういうことである。

で、現在の、四十六年の三月から営業運転を開始をされた四十六万キロワットの福島一号炉、これ、これまでの状況を見ますと、先ほど申し上げましたが、今日までも、公表された事故だけで十数回に及んでおります。そのために七回ほど運転を停止しております。いろんな問題がもちろんであるわけでありませうが、そういう状況からいって、もしこの東京電力の関係だけでも、九百万キロワットという巨大な原子力発電所が一斉に稼働をした際に、一体今日四十六万キロワットでさえあつた危険性があるのかかわらず、九百万キロワットが全稼働した場合にどういふ事態が起るだらうか。こういうもの、ほんとうに大きな不安として私たちは考えているわけでありませう。

同時にまた、廃棄物処理の問題があります。これも、どう処理されるのかはまだきまつておられないようでありませう。東京電力なんかのお話を聞きますと、処理については政府のほうでおきめになるんでしようからなすという無責任な企業の発言もあるようでありませう。私は、そういう点で、非常に問題だといふふうに考えております。さらにまた、原発行政に対する、つまり行政に対する不信があります。これは、現地の中では連絡会議などが設置をされております。県の段階でも技術連絡会などが設置をされておりますが、しかし、たとえば最近、せんだつての日本分析化学研究所のデータ捏造に関連をいたしまして、福島県の中でもデータの転記ミスなどがかなりありました。こういうことについても、非常に無責任な行政、それから原子力発電所は安全だと、つまり原子力委員会が安全だと言つてから原子力発電所は安全で

ある、むずかしいことは専門家にまかしておきなさいと、原発の反対運動といふものは、イデオロギーでやつてゐるんだらうと、こういう県当局の答弁。そういう状況を見る限り、これまた行政に対する不信ないしまたそれからの不安といふものがわいてくるわけでありませう。

さらにまた、企業に対する不信もございませう。必要以上に原子力発電所の安全性といふものを宣伝をしております。何かこの、たとえば富岡地区なんかでも、いろいろ、なぜそこまでやるんだというお話が実はあつたわけでありませう。懐中電灯を配つたり、子供には鉛筆とか下敷きとかいろんなものを配つて、そういうものを通じてこの安全性を訴えてゐる。何か、そういう企業の動き一つ一つを見て、逆に非常に企業に対する不信、先ほどもいろいろお話がございませうが、たとえばこれまで数回となく事故や故障があつても、それが具体的に住民に直ちに知らされない。事故はあつても、こういうことでこの措置をいたしました、ですから、安全ですといふ、つまり、かなり住民を説得し得る、また安全確保が十二分にでき得る、そういう論理を住民の前に明らかにしていき、こういうことがなされない限り、やっぱり企業に対する不信といふものはますます深まるだらうといふふうに実は考えるわけでありませう。

そういう点で私は、現在運転をされている原子力発電所は直ちに停止をすべきだらうし、現在建設をされている原子力発電所の建設も中止をすべきだらうし、安全審査会の中でも一度ほんとうに、ほんとうの意味でやっぱり安全審査をやり直す、そういう中から原子力発電所の安全性を根本から見直していく、そういう立場が今日特に要求をされてゐるんじゃないかといふふうに考えるわけでありませう。

さらに二番目のこの訴訟の問題であります。これは基本的には、この双葉地方に住んでゐる人たちの環境権の問題だといふふうに思ひます。これは東京電力第二原子力発電所の一号炉の公有水面埋め立てに対する免許取り消しの訴訟が一つの

きつかけであります。で、この免許状の交付等についていろいろ私は疑問を持つております。たとえばこの知事あてに東京電力が、その公有水面埋め立ての免許状の交付を申請をした際に、海面を埋め立てることによって、たとえば潮流の変化とか、それから環境の変化とか、さまざまな状況の変化があると思うんです。現にこの東京電力の第一原子力発電所の防波堤とか、海面埋め立てによって、双葉町の郡山海岸とか、浪江町の中浜海岸などの海岸侵食が最近著しくひどい、こういう状況もあります。したがって、今回の第二原子力発電所の一号炉の海面埋め立て等についても、それらの事前調査を十二分、県みずからがやる必要があるというふうに思ふんです。ところが、東京電力が調査をいたしました資料をただチェックをする程度。つまり、県みずから独自の調査をしていない。こういうところにも非常に問題があるだろうというふうに指摘をせざるを得ないのであります。そういう点から、いまこの人間の環境権、同時にまた原発の安全性という基本的な問題に突っ込みまして、訴訟の戦いがいま展開をされている状況であります。

以上であります。

○参考人(御園生等君) 時間がないうつですので簡単に答えたいします。

御承知のとおり、日本は国土が狭く、またその大部分が工業立地に適当でない山地ですから、その過密の程度からいいますと、おそらく世界第一というところになるかと思ひます。アメリカ、ソ連、その他においても、原子力発電所の設置は進められていることは事実だと思ひますけれども、このような広大な地域を国土の中に利用し得る国々と、過密世界第一の日本との場合では、同列にこれを論じることはできないと思ひますし、またそれだけに、日本の原子力発電所、その他の工業立地については、十分な配慮が必要であるというふうに思ひます。したがって、むしろアメリカ等でなされているよりも、周辺の地域をより多くとるといふような安全措置が、一そう配

慮さるべきだろうというふうに思ひます。特に東北地方において計画中の原子炉、原子力発電所のうち、五〇％に近い発電所が想定、予定されているという点につきましても、結論から先に言いますと、私は、東北地方という、日本の経済発展の中で取り残されてまいりましたという地区に対して、いわば原子力発電という形でこの機性を再び押しつけるものだというふうに考えざるを得ないわけでありまして、もちろん立地条件その他の点から考えまして、今後の発電所の設置につきましても、慎重であるべきだろうと思ひますけれども、これはやはり民間企業にゆだねるだけではなくて、より総合的な立場から、国民の参加を得て、安全性その他の配慮も十分に行ない、措置も十分にとつた上で、納得すべくこれを行なうというところが、いま必要ではないかというふうに思ひます。

いろいろお話を承つてまいりますと、非常にこの二法につきまして急がれているということがうかがえるわけでございますけれども、あくまでも私は、先取りをするということによって、いままで日本はいろいろなあやまちをおかしてまいりました。かつての固体燃料、石炭から流体燃料への転換を急ぎ過ぎたために、国内資源である石炭について今日の事態を招いた。ヨーロッパ諸国は、むしろその点につきましても、国内資源について十分な措置をとっているわけでありまして、そういう点につきましても、高度成長もこれも一種の先取りだと思ひます。ですから、ほかの国がやっているから、日本も早くやらなければいけないというような態度は、非常にこの際改めるべき問題であつて、問題があるというふうに思ふ次第でございます。

以上でございます。

○委員長(土屋義彦君) 参考人の方々は、本日御多忙中、本委員会に御出席願ひ、貴重な御意見をいただきました。まことにありがたうございまして、委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

ただいま拝聴いたしました御意見は、今後の本

案審査に十分役立たせたいと思ひます。

午前の質疑はこの程度とし、暫時休憩いたします。

午後一時十七分休憩

午後三時四十九分開会

○委員長(土屋義彦君) これより大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、電源開発促進税法及び電源開発促進特別会計法案。

以上二法案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○多田省吾君 電源開発促進税に入る前に、一問だけ大蔵大臣にお尋ねをいたします。

この前、石油連盟と石油元売り十二社、さらに石連前会長等業界幹部十七名が、やみカルテルの独禁法違反で東京高裁に起訴されましたけれども、まあ有罪と確定すれば、当然反社会的企業の最たるものとしてその範疇に入りましようし、また政府関係金融機関の融資規制対象業種となりまして、これらは、また石油危機に便乗してもうけをはかつたということ、国民生活を非常に混乱におとし入れて暴利をむさばつたということになるわけでございます。したがって、その社会的責任の上からも、私は、そういう融資を停止すべき範疇に入らなければならない、ただし、大蔵大臣がこの前おっしゃつたように、去年の暮れからの問題として扱うんだと、これは昭和四十七年から四十八年にかけてだと思ひますけれども、そういう関係もありましようけれども、大蔵大臣としてはどういうお考えでございませうか。

○国務大臣(福田赳夫君) お尋ねの件は、まだ判決が出たわけではないのでありまして、起訴が行なわれたという段階でございまして、それにいたしまして、まあ反社会的行為を行なつたという疑いがあるから起訴されたわけなんです。そこで起訴された会社の中で三社が日本開発

銀行に対し、融資の申請をしておるんです。それをどういうふうに対処するか、こういうことを問題とすべきであると、こういうふうにあつておられます。先般これらの問題の取り扱いにつきましては、ルールがきまつておるわけであります。主務官庁である通産省の意見を徴して、その上その融資案件をどうするかをきめる、きまればそれを銀行に通知をする、こういうことを考えております。

○多田省吾君 それから政府は、このたび石油、電力等の法的規制を、今度は行政指導に切りかえることに決定されたようでございますけれども、これは通産省が、非常に行政指導に切りかえを主張されて、むしろ大蔵省のほうはそれでは困るというふうなお考えのようであつたらしいのでございまして、とにかく行政指導に切りかえることに決定されたらしいわけでございますが、私もまあ非常に時期が早いと思ひます。それからそういう規制を徐々に緩和するようになつておるかと、やはり今後の長期安定供給の見通しとか、あるいは国際収支の安定のめどが確実になつていない現在、非常に危険だと、このように思ふわけでございます。で、もし単なる原油備蓄量が若干好転したからという理由で、これからこの行政指導で緩和されていくというようなことがありますと、非常にこれは困ると思ひますけれども、私はこういう問題はやはりきびしくすべきであり、具体的なエネルギー節約政策を、国の経済政策の最重要政策として、逆に需要の伸びをきびしく押えるような方向でいくべきではないかと、このように思ひますが、大臣はどのようにお考えですか。

○国務大臣(福田赳夫君) その点につきましては、私は多田さんと見解が同じでございます。通産省は、最近の石油需給がゆるんできたと、そういう状況を踏まえまして、石油使用についての法的規制を行政指導に移す、かつこの規制を緩和すると、こういうことを考え、それを進めようとしたのでありますが、私のほうではそれは少し尚早

ではないかと。そこで通産省でも、規制を緩和するということにつきましては、いままでもおりの規制を厳重に取り行なうということとし、ただ、まあ法律の運用上の面から見まして、法的規制よりは、行政指導のほうがかろうというところで、その点は通産省のほうとおりにいたしたわけでございませう。非常に重大な時期でございませうので、石油、電力その使用につきましては、なお国民の合意を得つつ、これが使用につきましては、まあ資源を大事にするという趣旨でやっていたいかなければならないと、かように考えております。

○多田省吾君 午前中も参考人の御意見にもあったのでございませうが、特にこの電源開発税法に反対の立場の参考人の方々は、私もそのような立場でございませうが、このような電源立地など最大原因というものが、経済的要因だけではなしに、それよりもむしろ公害問題にからむ環境破壊とか、あるいは原子力発電の安全性の問題、これが最大のネックになっているわけですね。ですから、単に若干のお金をもたらしたとしても、これは結局あめを与えて、その原発の危険性を圧服させるだけにすぎないのではないかと、こういう反対が非常に強いわけではございませう。ですから、こういう公害問題とか、あるいは原子力発電の安全性という環境権の基本問題の対策が最優先を考へられなければ、今回の法案で促進税を創設したり、あるいは財源を調達して発電所周辺地域の住民の方々に金をばらまいても、決してそういう電源立地などを根本的に解決することには絶対にならない、こういう観点から、私はやはりいまのこの二法案というものが本末転倒の考え方におちいるおそれがあるという点で、大臣のお考えをお尋ねしておきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) いま電力の施設がなかなか進まない。ところが、この石油ショック以来、特に原子力発電を整備しなければならぬ、こういう非常に緊要な緊急な必要に迫られておられるわけでありませう。それで、しかし、といってなかなかこれも進まない。なぜかと申しますと、私は二つ原因があると思うのです。一つは安全性に対する国民の理解の問題、それからもう一つは、発電所周辺における公害その他の環境整備の問題、そういう問題がある。この二つが、まず、発電所を設置しようという際に、その発電所周辺の地域社会がこれを迎えないと、こういうことだろうと思ふのです。そこでこの二つの問題を解決しなければならぬわけではございませうが、安全性の問題につきましては、これは国の基本的な問題でありませうので、これはもう別途鋭意科学技術庁を中心としてしましてこれが検討を進めておる。同時に、地域社会に対する環境整備の問題、これはまた別個の問題としてこれを進めなければならぬ、こういうふうな考え方から、ただいま申し上げました第二の隘路といひますか、障害、地域社会の環境整備、この問題に取り組みようというのが、いま御審議をお願いしておる法律案でございませう。

お話しのように、ですから、この法律案で全部の問題が解決するというわけじゃないんです。しかし、そのうちの第二の隘路と申しますか、障害事項と申しますか、その問題は大きく解決をする、こういうふうな考えを御審議をお願いしておるわけではございませうが、何とぞ御理解の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○多田省吾君 電源開発促進法第二条第二項のうち、「周辺地域整備法第七条の規定に基づく交付金の交付及び同法第二条に規定する発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資するため財政上の措置で政令で定めるもの」のこのようにありますけれども、この政令で定める中に、通産省資源エネルギー庁が主張する原子力発電の安全確保に関する研究事業費が含まれるのかどうか、また安全確保に関する研究事業の範囲はどの程度をさすのか、これをお尋ねします。

○政府委員(辻敏一君) ただいま御指摘の問題につきましては、原子力発電の安全に関します一般的な基礎研究は、この特別会計の対象にいたさないことにしております。ただし、原子力発電施設

等の設置の円滑化に直接結びつくような調査研究事業であります場合には、この特別会計の経理の対象となし得ると考えているわけでございませう。四十九年度予算には計上いたしておりませうけれども、将来の問題としては、そういうものがあれば、この特別会計で経理をすることができるといふふうに考えております。

○多田省吾君 それからもう一つ、特設法第一条の条文は、目的税の設置を明確に規定しまして、「電源開発促進税の収入を財源として行う電源開発促進対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。」このようにうたつてありますけれども、周辺地域整備法による公共事業の整備について、本来一般会計で負担するもの、企業独自で負担すべきもの、また本法案の目的税で負担するものと、実施執行面において明確に線が画されているのかどうか、またこれが混乱するおそれはないかどうかをお尋ねします。

○政府委員(辻敏一君) 電源開発促進対策の考え方ではございませうが、負担区分につきましては次のように考えておるわけでございませう。まず発電用施設そのもの、あるいは工事用の道路についてでございませうと、それから発電用施設の設置に伴います損失の補償、こういうようなものは、申すまでもございませうけれども、もっぱら電力会社が負担をすべき性質のものである、かように考えております。

第二に、電源施設の周辺地域におきましても、一般の公共事業、これが行なわれるわけでございませうので、この一般の公共事業につきましては、通常の財源によりまして、それぞれの法律に基づきまして、かつ基本計画あるいは採択基準、優先順位等に基づいて実施されること、これまた当然であるわけでございませう。今回の目的税を財源といたします電源立地促進対策交付金の対象となります事業は、もっぱら電源開発を促進することを目的といたしまして、電源周辺地域の福祉の向上をはかるために、特に必要があると認められる公

共用施設というふうな考えておるわけでございませう。いわゆる地方の単独事業を対象といたす考え方でございませう。

○多田省吾君 電源開発促進税の収収は、初年度百億四、平年度で三百億円を見込んでおられるのでありますけれども、発電量の伸びと、収収の伸び率を今後どの程度と試算されているのか。

この目的税は、一定の発電量に対する従量税になつておりますけれども、この法案をつくる過程において、従価税にすべきか、従量税にすべきかという議論が行なわれたのかどうか。この点をひとつお伺いしたい。

○政府委員(高木文雄君) 今後の収収の伸びをどのくらい見るかということではございませうけれども、これはまあ最近のように、いろいろ資源節約という見地から申しますと、将来におきます電気の消費というところにつきましては、ある程度抑制的であることが望ましいというふうな考えられるわけでございませう。したがって、従来のような形でスピードで電気の消費量がふえるというふうに見ることができるとか、ひとつ問題でございませう。で、まあその点は将来の経済社会基本計画の考え方なり、それから電気の今後の需給見通しなりにも密接に関連するわけでございませう。したがって、現在の段階であんまり明確に何%ということでは申し上げにくいわけでございませうが、まあこの案をつくりましたときに、大体私どもの頭の中にあつた伸び率は、まあ九%前後ではなからうかというぐらゐの感じでおるわけでございませう。したがって、そのぐらゐの割合で従量税の収収もふえることになるのではなからうかなというふうな考えておるわけでございませう。

それから、従価税にするか従量税にするかということは十分検討いたしました。そしてかなり積極的な意味で、この場合には従量税のほうがよさうであるということに判断をいたしております。その理由はなぜかと申しますと、現在の電料金の体系は、家庭で使用する電灯の料金と、

産業で使用する電力の料金とで異なっておりまして、また大口需要と小口需要で異なっております。一方この税が、発電所の立地を促進して、電力の供給量を増加させる対策の費用に充てるためという趣旨から考えますならば、電気使用の便益との関連において、販売電気に課税するということがありまして、電力を基準として課税するほうが、この制度の趣旨に合うのではないかとこのように判断をしております。

○多田省吾君 でも、もう一点大蔵省にお尋ねしたいのですが、この前、通産省工業技術院で、昭和四十一年から排煙脱硫装置の大型プロジェクトが取り上げられました。まあ昭和四十六年度まで約十四億円の費用が投ぜられたわけでございます。ところが、まだこれが実用化されてない。一部の電力会社に採用されただけで、業界にも見放されて失敗に終わって放置されたままになっておりますけれども、こういうものは非常に血税のはなはだしい浪費だ、このように思われますし、また大蔵省として、この公害対策関係費用の予算査定審査についての程度のチェックをされたのかどうか、この問題をひとつお尋ねいたします。

○政府委員(辻敏一君) ただいま御指摘の排煙脱硫技術につきましては、大型工業技術研究開発制度、いわゆる大型プロジェクトの対象として取り上げたわけでございまして、四十一年度から四十四年度までの間に約十四億円の費用を投下をしたところでございまして、私どももいたしましては、おおむね所期の開発目標を達成したというふうに承知をいたしております。

その成果をいたしまして、現在電力業界で設置された排煙脱硫装置はこれは二基でございまして、今後とも開発技術が直接的、間接的に各方面において活用されていくことを期待している次第でございまして、

なお、全般の環境保全対策につきましては、その重要性にかんがみまして、財政当局といたしまして、

しても、従来から公害対策基本法等の趣旨に沿って推進をはかることにならざるを得ないわけでございまして、予算面でもいろいろな基準の設定でございまして、公害監視取締り等によりまして、公害防止関係の公共事業の助成でございまして、調査研究などにつきましてもいろいろございます。これらの費用につきましても、予算査定あるいはまた執行の段階におきまして、常に必要性、有効性について検討を行なっているつもりでございますが、ただいま御指摘もございまして、たの、今後とも最善の努力を払ってまいりたい、かように考えておるところでございます。

○多田省吾君 次に、環境庁と科学技術庁にお尋ねしたいと思ひます。

で、従来電源立地の開発については、地域の住民に対して何のメリットもなかったということから、今後は住民生活の向上、福祉向上のために、生活環境施設の整備を行なう、地元住民の方々にメリットを還元すると、こういうのが今回の新税構想の本意のようでありまして、一番肝心の公害防止と環境保全という基本的な問題に触れないで、地域住民の福祉向上がほんとうに可能かどうか、この点を伺ひたい。

○政府委員(伊原義徳君) ただいま先生御指摘の点でございまして、原子力発電あるいは原子力施設一般が、いわゆる公害というふうな問題を引き起こすおそれがあるのではないかと御質問かと思ひますが、この点につきましては、科学技術庁、通産省その他関係省庁で原子力施設の特に安全問題につきましても十分連絡をとって、絶対安全問題の起こらないように対処をしております。

たといは原子力発電所の安全規制につきましても、原子炉等規制法を初めといたしまして関係法令

あるいは通産省の電気事業法、こういうものによりまして非常に厳正な運営を行なっておりますわけでございます。で、この厳正な運営ということとは、施設を建設する前の許可の段階で十分な専門家にあります安全審査というものを進めただけではございまして、実際の設計がその安全審査のときの判断の線に沿っておるか、あるいは十分その設計どおりのものがつくられておるか、あるいはあるいは平常運転時の検査、そういうものを入念にやっております。したがって、基本的に申ししますと、原子力発電施設に与える影響はゼロであるか、ほぼそれに近いぐらいにまで現在の技術は到達しており、かつその規制関係の法体系の整備も行なわれておると、こう考えておる次第でございます。

○多田省吾君 そのように次長はおっしゃいますけれども、四十九年度予算では、すでに電源開発促進税の税収を百一億円と見込んでおられるわけですが、そのうち公害対策に見合うとおぼしき支出というものを見ますと、税収の割に満たない原子力発電安全対策等交付金と銘打った八億八千五百万円だけでありまして、しかも、その中身を見ますと、環境放射線監視ボックスの設置、それから排水の温度測定調査、それから原発の安全PR用の啓蒙宣伝費、このようになっておまして、これを原発立地の府県に交付することになっておりますけれども、一体この程度の作業で環境保全とか原発の安全性というものが完全に保障されるものかどうか、非常に疑問に思ふのです。これはどう考えますか。

○政府委員(伊原義徳君) 説明が不足で申しわけございませう。その安全関係の研究につきましては、別途一般会計予算のほうで四十九年度には百一億円という研究費をいたしております。これは原子力炉の安全性を中心としたもので、さらに廃棄物の処理とか、低線量の放射線の影響とか、そういうものまでも含めまして、安全研究は安全研究といつたしまして、今後ともさらに鋭意この拡充をはか

ていくということになっておる次第でございまして、

○多田省吾君 もう一点、原子力発電の温排水について質問したいんですが、水質汚濁防止法で排水基準の設定が義務づけられておりますけれども、すでに四十五年十二月のこの法律制定の際には、排水基準をすみやかに定めるべきだという旨の附帯決議もついておるわけでございまして、けれども、今日に至るまでまだ設定されてない。これは公害行政の非常に大きな怠慢ではないか、このように思ひますけれども、いかがですか。

○説明員(太田耕二君) ただいまの先生の御質問でございまして、水質汚濁防止法によりまして、環境庁が各省庁と連絡をとりまして排水基準を定めることになっておりますけれども、この温排水について研究が始まりましたのが昭和四十六年度からでございまして、現在その調査研究を継続中でございまして、残念ながらまだ基準設定のための知見を得るに十分なデータがそろっておりません。具体的には水産生物への影響につきましても計量的にまだその影響が把握されておられないというふうなことで、季節によりまして温排水が変動いたしますので、基準設定上技術的な問題がある、そういった問題がございまして、水産生物につきましても水産庁、それからいろいろな拡散範囲の予測等につきましては環境庁と通産省と協力してというふうな、おのおの持ち分持ち分に應じてまして現在そのデータの取りまとめ中でございまして、その結果を待ちまして、できるだけ早くその基準を設定したい、こういうふうに考えておる次第でございまして、

○多田省吾君 特に原子力発電の、いわゆる危険性の問題は、非常にこれは今後大きな問題になろうかと思ひます。で、この前も放射能データの捏造事件があったり、あるいは原子力委員の田島立教大学教授の辞任問題があったりして、非常に政府の原子力行政の本質に重大な欠陥があることがさらけ出されましたけれども、今回の電源開発三法がもし成立したとしても、いま四国電力で

ていくということになっておる次第でございまして、

ていくということになっておる次第でございまして、

保できるということでは建設許可を答申しましてわが国で初めての公聴会陳述意見に対する検討結果の説明書をまとめて発表したわけでございますけれども、これは私は、地元反対住民の方々の疑惑、不信任に非常に十分にこたえられる説得力のあるものではない、このように思うわけでございます。で、特に最近アメリカの実験で、欠陥があるとの結論が出た非常用炉心冷却設備の問題とか、あるいは温排水の拡散水域の漁場問題、こういった問題について、地元住民の方々は納得してないわけです。単なる公聴会というのは、形式的なかざりものだとする意見が非常に強いわけです。特に現地の住民の方々が最も不安としている点は、第一には、大型原子炉が狭い地域に何基も集中している、第二には、原子炉が海岸線地帯にあって、温排水の、漁業に与える影響がきわめて大きい、第三番目には、放射能に対する国民的な不安が強い、第四には、原発地帯の住民の方々が、いざというときに簡単に避難できない、こういった非常に多くの理由があるわけです。ですから、

地域が広大なアメリカとかヨーロッパでは比較的避けやすい問題でも、日本では非常にきわめて重要な意味を持っているわけです。こういう問題について、こういう地元住民の方々が最も聞きたいような問題について、説明書は実質的にほとんど回答してないじゃないか、このように思うわけです。それから公聴会が単なるかざりものなどという証拠として、安全性とか、公害問題に対する疑点について再質問する機会が全然与えられていない。で、与えられたとしても、そのときにはすでに原子力発電所の設置許可がもうおりてしまっている、こういうことでは、住民の方々の不安が解消されるところか、ますます公聴会がかざりもの

であり、無意味である。こういう感情がもう先に立ってしまふ。また事実、科学技術庁の原子力局の原子炉規制課長が、公聴会での意見を直接安全審査に反映させた点はないと、このように語った。そうでありませうけれども、もしこういうことをほんとうにおっしゃったとすれば、これはたいへん

な暴言だ、このように思うわけですね。またそういう事実があつたとしたら、これはまたたいへんな問題だと思ふのです。こういう点は一体どのように考へておられるか。

○政府委員(伊原義徳君) いろいろ御指摘ございましたが、まず、公聴会そのものがかなりものではないかという御指摘でございますが、この点につきましては、原子力委員会では、その公聴会をどういうふうに運営するかにつきまして、いろいろな事前によく検討もいたしまして、またその御意見をどういうふうに安全審査に反映させるかとい

うことも十分検討いたしました結果、先ほど御指摘ございました検討結果説明書というふうなものを、かなり膨大な資料でございますが、こういうものも作成いたしまして、地元の皆さま方と申しますか、その公聴会の際にいろいろ御疑念を御発表になった皆さま方の御疑問に十分答えたいと、こういうふうにご考えた次第でございます。で、先ほどの御指摘で、集中化の問題あるいは温排水の問題あるいは放射能に対する国民的な不安あるいは避難がどうか、こういうふうな御指摘ござい

ましたか私ともいたしましたしては、公聴会で出ましたこういうふうな各種の疑問点につきまして、十分検討をしそれにお答えする、しかも、なるだけ御理解をいただけるような表現でということとで、表現にもいろいろ努力をいたしまして、一般の皆さま方の御理解をいただきたいということで、この資料を作成して笑覧に供しておる次第でございます。

それから、先ほどの規制課長の発言というのは、私ちよつと直接見ておりませんが、この公聴会の趣旨が、そもそも原子炉の安全審査に際しまして、地元の方々のなまの声を聞いて、これを安全審査に反映させるというのが趣旨でございます。そういうことからいたしまして、この公聴会の御意見は、十分安全審査には反映しておる。いろいろ安全専門審査会にも御報告いたしました、こういう御意見がある、こういう御意見があるということとで、十分これも御検討いただいた結果、安全専門

審査会の最終的な御意見をいただいております。

○多田省吾君 それから先ほどお尋ねした、いわゆるもう一つ非常に問題になっております廃棄物の処理ですね、この前も廃棄物ドラムかんの海洋投棄の問題でたいへん問題がありましたけれども、その後それがどうなっているのか。それから使用済みの核燃料の再処理、廃棄物の処理、処分、こういう核燃料サイクルの確立がほんとうになされているのかどうか、この二点を具体的にお願いします。

○政府委員(伊原義徳君) 廃棄物 特に先生御指摘のドラムかんと申しますのは、低いレベルの固体廃棄物が、各発電所でドラムかんにコンクリート詰めて入っておる、これの処理をどうするかという御質問かと思ひます。この低いレベルの放射性物質につきましては、まず第一段階として、発電所に貯蔵しておく、その貯蔵するための施設もつくっておりまして、その貯蔵することが周辺の方々に絶対御迷惑をかけない、こういう形の貯蔵をまずいたしております。

なお、長期的にどうするかという問題につきましては、放射性廃棄物の処理、処分を集中的に行なう機関を設けたいということで、これは四十九年度の子算をいただきますして、その機関設立のための調査を目下行なっておる段階でございます。また国際的に申しますと、この低いレベルの放射性固体廃棄物につきましては、海洋投棄という道も一応開かれておりますが、これはまだ技術上の基準が国際的に確立をしておりませんので、国際原子力機関で、この技術基準が目下検討されておりますして、私の承知いたしておりますところでは、本年六月の理事会におきましてこの最終案が確定する、こういうふう聞いております。したがいまして、いずれはそういう国際的に認められた技術基準のもとでの海洋投棄、こういうことにもなるかと思ひます。

それからさらに全般的な核燃料サイクル全体についてどうかという御質問かと思いますが、この

点につきまして、たとえば再処理施設から、かなり放射性の廃棄物で、レベルの高いものが出てまいります。それをどうするかというふうな御質問も含めてかと思いますが、これにつきましては、目下動力炉・核燃料開発事業団あるいは原子力研究所等で研究も行なっておりますし、それから諸外国におきまして数十年の経験もございますので、国際交流の場を通じて、こういう諸外国の経験も生かしまして、そういうような高いレベルの廃棄物についても、絶対に環境に影響を与えないように、その安全性については、確実にこれを将来実行してまいりたい、またそのめどが十分ある、こういうふうに考えております。

○多田省吾君 私のほうでももっと詳しく調べたいと思いますけれども、先ほど、原子炉規制課長が、公聴会での意見を直接安全審査に反映させた点はないとおっしゃったのは聞いていないということ、いま次長おっしゃってありますけれども、こういう発言がもし事実だとすれば、これはたいへんだと思いますけれども、こういったことを事実言っているとするはどう思いますか。

○政府委員(伊原義徳君) 先ほども御説明申し上げましたように、公聴会の趣旨が、この安全審査に地元の方の御意見を反映するという趣旨でございまして、担当課長がそういう趣旨に対して誤解を与えるような発言をすることは万ないと思いますが、私も十分調べました上で、さらにそういうふうなことがあったかどうかを検討いたしたいと思っております。

○多田省吾君 次に、通産省にお尋ねしたいと思います。

この電源開発促進税の受けざらといわれております——いま商工委員会で審議されていると思いますが、発電用施設周辺地域整備法による整備計画、これが本来発電所の立地による地元への恩恵が少ないために、公共用施設を整備しようというものでありますけれども、計画は、発電所が立地する地点のみを対象として整備計画を達成すれば事足りるということでございます。しかしながら、

発電所の立地に対する反対運動が起きているのが、周辺の市町村にも非常に多いということです。現実問題として、隣接市町村をもその対象に含めようとするならば、当然そこに明確な基準がなければならぬはずです。

ところが法案では、いかなる要件に適合していれば、整備計画の対象となるのか全く明らかにされていない。たとえば、発電所からの公害などにによる影響が及ぶ範囲を対象とするというのならば、環境調査をあらかじめやっておいて、明確な基準をつくって、公平な線引きをしなくちゃいけないという、こういう問題が起こるわけですが、こういう点は一体どうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 周辺地域の整備法は、公共用施設の整備を行なうことによりまして、住民の福祉の向上をはかり、それを通じて発電用施設の設置の円滑化をはかうということがおもなねらいでございます。こういった目的に即しまして、公共用施設の整備を行なうことが、適当な地域の広がりをどう考えるかということが、つきましては、発電用施設と、社会的、経済的な関連が密接でありまして、発電用施設の受け入れによりまして、発電用施設またはその関連施設等とあわせて整備をはかるといような、こういった意味合いで結びついている地域、こう考えているわけでございます。その意味から申しますと、発電所所在市町村だけでなく、その所在市町村に隣接する市町村も含めまして、一体的な計画をつくってまいりたい、こう考えておるところでございます。

いまお話の中に、公害等の広がりというものも頭の中に入れる必要があるのではないかと御指摘でございますが、私どもは、公害は公害自体としていかにこれを少なくする努力をするかということは、いわば電力事業者の基本的な課題でございますまして、その意味におきまして、従来からも低硫黄化の推進であるとか、あるいは排煙脱硫施設の整備であるとか、あるいは燃焼方法のくふう

であるとか、こういったことを進めてまいってお
ります。また電力会社の設備投資の内容を見ま
しても、火力関係の設備投資の非常に多くの部分
を最近公害防止投資に充てておる、こういった
努力を積み重ねることによって、住民の方々の不
安の念を少なくしていくということが、先ほどの
整備計画とは離れまして、基本的な課題として重
要である、この認識をいたしておるところでござ
います。

〔委員長退席、理事河本嘉久蔵君着席〕

○多田省吾君 それから水源地域周辺の生活環境
を整備する目的で、水源地域対策特別措置法とい
うものが昨年提出されました、こつちのほうは前
国会で成立したわけでございまして、けれども、発
用施設周辺地域整備法は継続審議になっておりま
す。それで、この前の水源地域対策特別措置法の
例にかんがみまして、今回の発用施設周辺地域
整備法のほうは、今国会でどのように修正された
のか、それから去年成立した水源地域対策特別措
置法の趣旨というものは、この法律によって、い
ま難航しているところのダム建設に対して、周辺
の地域住民の生活環境を整備して、話し合いの糸
口ができるようにという趣旨でありましたけれど
も、こういう当初の意思というものがはずれまし
て、最近でも各地のダム建設反対の動きというも
のがやまないところか、ますます強まっていくな
向にあるわけですね。全然好転していない。です
から、今回のこの発用施設周辺地域整備法がで
たとしても、同じ轍を踏むおそれが多分にあるわ
けです。このように財政援助さえすれば、水資源
開発あるいはこういった電源開発の問題もスムー
ズにいくなやないかと、こういう考え方が基本
になっていくようでありまして、これは私は
は大きな間違いだと思ふんです。こういう前車の
轍にかんがみまして、いまこの問題はどのように
考えておられるのか。

○政府委員(岸田文武君) いまお話しにございま
したように、発用施設周辺地域整備法案は、昨年
の国会に提出いたしました、継続審議に相なつ
たわけでございまして、これは、このような構想が、
関係各省にまたがりましますものでございまして、ま
た新しい構想でございまして、事前の調整に
時間を要しまして提案ができませんでしたことと、当
時商工委員会が十五本程度の法案をかかえており
ました関係で、時間切れになりました。継続審議に
なつたわけでございまして、ただ、その後去年の秋
以降、御承知のとおり石油危機が到来いたしました
で、他方で電力の使用制限をするというふうな事
態を迎えたわけでございまして、こういった事態を
踏まえて、今後の電力の供給をいかにして安
定させるかということが、私どもとしても非常な
急務になってまいりましたわけでございまして、い
ま申し上げましたような経過を踏まえて、前国会
に提案いたしました法案を、次のような点で修
正することにしたわけでございまして、
おもな修正点といたしましては、対象施設と
して、水力発電施設を追加したこと、それから特
別の場合には、隣接市町村のさらに隣接する市町
村についても、整備計画を作成することができ
る道を開いたこと、また今回の特に新しい点、また
重点を置いた点といたしまして、交付金制度を創
設いたしました。これらの点がおもな点でござ
います。

○多田省吾君 ここで通産政務次官にお尋ねした
印象を受けております。

お話の中に、水源地域整備法、できてもなかなか
か効果があがっていないのではないかという点で
ございまして、私も承知しておりますところでは、
昨年十一月十六日公布、本年四月十一日施行
ということになってございまして、目下、ダムの政令指
定について総理府を中心に準備中と伺っております。
したがって、この法律の効果自体まだ十
分に把握できる段階ではないと思ふますが、ただ
私どもの電気に関連をいたしましたダム地帯の動きを
見ておきますと、それぞれ地元におきまして新し
い構想をどう用意するかというふうな点で、積極
的な意見交換が行なわれております。この法律に
期待するところが大きいのではないかと、このよう
な印象を受けております。

○多田省吾君 これからももちろん需要
がどんどんふえてまいりますので、エネルギーの
供給ということに對しましては、重要な問題がござ
います。省資源型の産業に構造を切りかえて
いくというふうな方針で、エネルギーを節約して
いくというように指導していきたいと思つており
ます。

○多田省吾君 政策の基本方針はきめてないのか
どうか。聞くところによりますと、通産省では、
電力多消費型産業の効率性の設備建設とか、節電
商品の生産指導とか、国際的な省エネルギー技術
の開発協力の問題とか、あるいは多消費型産業、省エ
ネ型政策を推進するための政策の基本方針を
まとめるために具体的な検討を行なっているとい
うようなことをお聞きしているわけでございませ
んか、その作業がどの程度進んでいるのか。

○政府委員(岸田文武君) ただいま政務次官から
お答え申し上げましたとおり、これからの国民生
活の向上あるいはそれに必要な産業活動の発展、
こういったものを考えますと、やはり、それに相
応したようなエネルギー供給の確保ということが
必要になってまいります。ただ一方で供給面を考
えてみますと、石油をとって見ても、あるいは水
力をとって見ても、それぞれいろいろな問題を持
っております。供給の安定性という点につい

て、やはり従来とは違った勉強が必要になってお
ります。さらにまた、先ほど来いろいろお話に出
ておりますような、環境面への配慮というふうな
ことも、当然私どもも考えていかなければならな
い要素と思つておるところでございまして、このい
う意味合いから、これからのエネルギー政策の中
で、いかにして省資源、省エネルギーの形を持
っていくかということは、私どももエネルギー政策を
いま検討している過程で、非常に大きな課題とし
て浮かび上がっておりますのでございまして、
具体的には、省内でいろいろ研究会をつくつて
勉強いたしておりますが、方向として考えられて
おりますことを少し申し上げさせていただきます
と、たとえば、省エネルギーのための産業構造の
転換の方向はどうであるか、またエネルギー消費
の効率化ないしは使用の合理化、こういった面
のくふうはないか、さらにまた、資源の再利用と
いったくふうをもつとすべきではないか、この
いったことがおもな方向として浮かび上がって
おります。したがって、いま申し上げましたよ
うな方向に即して、具体的に技術開発をどう進め
ていくか、あるいはエネルギー利用の多目的化、
あるいは一度使用したエネルギーの再利用の問
題、こういったことにつきまして、目下、いろ
ろの具体策を部内で検討を重ねておる段階でござ
います。私どももいたしましては、大体いま申し
上げましたような諸般の検討をこつしの夏ぐら
いまでに一通りまとめるというところを目途とし
て、作業を進めておるところでございまして、

○多田省吾君 通産省では、昭和六十一年の原発の
開発規模を、いままです計画してきた六千万キロ
ワットから七千万キロワットに増強する方針を決
定したように聞いておりますけれども、従来の六
千万キロワットの稲葉試案というものが御破算に
なるのかどうか、この問題をおととい大蔵大臣に
お尋ねしましたところ、まだそういうことは聞い
てないと、こういうお話もございました。このい
う増強計画はほんとうだとすれば、核燃料の入手
見通しのめどが立っているのかどうか。それから

いんですが、こういった電源開発を地域住民の方
々々にお願いする場合に、当然、政府は、現在ま
でのエネルギーや電力の多消費型産業から、エネ
ルギーあるいは電力のいわゆる省資源型産業にど
のように転換する努力をやっているんだ、このい
う基本方針も定めていられる、ですから、日本の
将来のために御協力いただきたいということがな
ければ、いままですのような多消費型産業のま
までも、高度経済成長を突っ走るような姿勢を示
している田中内閣のもとでは、私はなかなか理解
が得られないんじゃないかと、このように思いま
すけれども、そういう努力をどの程度になさって
いるんですか。

○政府委員(楠正修君) これからももちろん需要
がどんどんふえてまいりますので、エネルギーの
供給ということに對しましては、重要な問題がござ
います。省資源型の産業に構造を切りかえて
いくというふうな方針で、エネルギーを節約して
いくというように指導していきたいと思つており
ます。

○多田省吾君 政策の基本方針はきめてないのか
どうか。聞くところによりますと、通産省では、
電力多消費型産業の効率性の設備建設とか、節電
商品の生産指導とか、国際的な省エネルギー技術
の開発協力の問題とか、あるいは多消費型産業、省エ
ネ型政策を推進するための政策の基本方針を
まとめるために具体的な検討を行なっているとい
うようなことをお聞きしているわけでございませ
んか、その作業がどの程度進んでいるのか。

○政府委員(岸田文武君) ただいま政務次官から
お答え申し上げましたとおり、これからの国民生
活の向上あるいはそれに必要な産業活動の発展、
こういったものを考えますと、やはり、それに相
応したようなエネルギー供給の確保ということが
必要になってまいります。ただ一方で供給面を考
えてみますと、石油をとって見ても、あるいは水
力をとって見ても、それぞれいろいろな問題を持
っております。供給の安定性という点につい

て、やはり従来とは違った勉強が必要になってお
ります。さらにまた、先ほど来いろいろお話に出
ておりますような、環境面への配慮というふうな
ことも、当然私どもも考えていかなければならな
い要素と思つておるところでございまして、このい
う意味合いから、これからのエネルギー政策の中
で、いかにして省資源、省エネルギーの形を持
っていくかということは、私どももエネルギー政策を
いま検討している過程で、非常に大きな課題とし
て浮かび上がっておりますのでございまして、
具体的には、省内でいろいろ研究会をつくつて
勉強いたしておりますが、方向として考えられて
おりますことを少し申し上げさせていただきます
と、たとえば、省エネルギーのための産業構造の
転換の方向はどうであるか、またエネルギー消費
の効率化ないしは使用の合理化、こういった面
のくふうはないか、さらにまた、資源の再利用と
いったくふうをもつとすべきではないか、この
いったことがおもな方向として浮かび上がって
おります。したがって、いま申し上げましたよ
うな方向に即して、具体的に技術開発をどう進め
ていくか、あるいはエネルギー利用の多目的化、
あるいは一度使用したエネルギーの再利用の問
題、こういったことにつきまして、目下、いろ
ろの具体策を部内で検討を重ねておる段階でござ
います。私どももいたしましては、大体いま申し
上げましたような諸般の検討をこつしの夏ぐら
いまでに一通りまとめるというところを目途とし
て、作業を進めておるところでございまして、

○多田省吾君 通産省では、昭和六十一年の原発の
開発規模を、いままです計画してきた六千万キロ
ワットから七千万キロワットに増強する方針を決
定したように聞いておりますけれども、従来の六
千万キロワットの稲葉試案というものが御破算に
なるのかどうか、この問題をおととい大蔵大臣に
お尋ねしましたところ、まだそういうことは聞い
てないと、こういうお話もございました。このい
う増強計画はほんとうだとすれば、核燃料の入手
見通しのめどが立っているのかどうか。それから

温排水の安全性の問題もございまして、こういう狭い日本列島の上に、従来型の臨海地で大容量の発電所の建設可能な平地があるのかどうか、あるいは原料搬入の最適地を確保することができるとか、こういう問題がますますこれはたいへんな問題として浮かび上がってくるわけでございますが、この点はどうかでございますか。

○政府委員(楠正俊君) 将来の原子力発電計画につきましては、現在総合エネルギー調査会と、それから電気事業審議会におきまして、総合エネルギー政策の観点から、どの程度原子力に期待すべきか、またどの程度立地が可能であるかというところを、総合的な角度から検討をいたしておりますので、この結論を得次第、通産省の考え方を明らかにしたいと思っております。

○多田省吾君 そうしますと、六千キロワットから七千キロワットに増強する方針をきめたというところは、まだそういうことはないかと、きめてないこと、これからの問題であるということですか。

○政府委員(岸田文武君) その点はまさに御指摘のとおりでございます。私も、これからの原子力発電につきまして、一体立地の可能性はどうか、燃料の入手はどうか、各般の面からいろいろの可能性なり、制約要因を詰めておる段階でございます。これらの個々の要素についての検討を終えた段階で、将来の原子力発電の規模なり、構想なりというものがまとまりましようし、それに応じて全体のエネルギー対策における位置づけというものが明らかになってくるだろう、こう考えておるところでございます。まだ七千万というふうな数字が固まっている事実はございませ

○多田省吾君 それから資源エネルギー庁で、ウラン燃料の自主探鉱とか、あるいは日本型原子炉の日本の技術による開発とか、あるいは原発を地下に建設する方向の打診とか、こういった問題を研究されているようですが、その見通しはどうですか。

○政府委員(岸田文武君) これからの原子力発電に必要なウラン燃料、これをいかにして安定的に確保するかというところは、御指摘のとおり、原子力発電にとって非常に大きな課題でございます。全般的な傾向といたしまして、今後の予想いたして、いま当面近い期間においては、必要な燃料は確保されておるわけでございます。そのさらに後の段階になりますと、やはりある程度逼迫ということになります。その意味におきまして、日本として自主的な開発をいかにして進めていくかというところを、私も一つの課題として取り上げ、また勉強もいたしておるところでございます。すでに幾つかの調査団も派遣をいたしておりますし、また具体的な探鉱開発についても幾つかのプロジェクトについて手がけておるという段階でございます。でき得ることならば、将来必要とする燃料の三分の一ぐらいいは自主開発でまかなうような案にもつてございまして、こういった願いを持っております。

○多田省吾君 次、石油の問題、最後に通産省にお尋ねすれば、通産省の見通しによりますと、六月末の石油備蓄量が五十七日分だ。このうち原油備蓄は二千三百四十万キロリットル、十七・九日分ですか。それから、そうなりますと、石油危機以前の昨年十月末の水準を上回る過去最高の備蓄量となる予定だということ、このまま順調な輸入が続くならば、四十九年度の原油輸入量というものが、政府経済見通しの基礎であるところの二億七千万キロリットルを大幅に上回って、二億九千万キロリットルから三億キロリットルに達するよう見通しを立てられておるわけでございます。けれども、こういう流動的な国際石油情勢から見ても、このように順調な輸入の見通しがほんとうに立つのかどうか、これが第一点。

それから、その外貨支払いの額をどの程度と計算しているのか。それから第三点は、わが国の適正な石油備蓄量はどの程度とすべきと考えているのか。この三点をお尋ねしておきたい。

○説明員(渡辺全祐君) まずお尋ねの最初の原油輸入動向の問題でございますが、先生御指摘のとおり、この四月、二千三百八十万キロリットルほど入っております。また五月が二千四百五十万、六月もそれとほぼ同様に達するものと見込んでおります。いま御指摘がございましたように、二千四百五十万キロリットルといたしますと、これに十二を掛けますと、二億九千万という数字に年間であるわけでございます。しかしながら、最近までのこの輸入の順調に見えます点につきましては、当面世界の原油の需給がやや緩和傾向であります。また最近までのタンカーフレートが下落傾向にありました。また御承知のように、為替レートにつきましても、最近まで円高で推移をしておるといったような事情があるものと考えられるわけでございますが、これらの点はいずれもきわめて流動的な要素があるわけでございます。七月以降の原油の輸入につきましても、そのような事情で、このまま順調な推移が今後も見込めますかどうか、私も私どもとしましては、現在のところはつきり確信を持ては申し上げられない、なお流動的な要素が多々ある、かように考えておるところでございます。

次に、このような原油の輸入量に関連して、いわば全体としての将来の問題でございますが、いま御説明申し上げましたように、当面この輸入量がかなり流動的でございます。また価格面につきましても、いわゆるメジャーの産油国からの買戻しの価格、バイバック価格といっておりますが、これがまだ未定であるなど、きわめて変動要因が多々ございまして、そうした点から、本年間を通じて、輸入原油に對します外貨の支払いがどの程度になるか、現在のところ的確な予測を立てるといった点につきましては困難であらう、このように考えておるわけでございます。

それから備蓄につきましても、お尋ねでございますが、六月につきましては、いま先生御指摘のとおりでございます。

りでございます。六月末で五七・〇日分になろうかと一応の予測を立てておるわけでございます。この四月末では五二・六日分ということで、いわゆる原油並びに製品、半製品を合わせまして四千三百五十万キロリットル程度のものが組まれておる、このようなことでございまして、

今後わが国といたしまして、どの程度これらの原油あるいは製品、半製品の形で備蓄を保有すべきか、どうかといった点につきましては、最近の流動的な諸事情にかんがみまして、検討すべき点が多々ございまして、同時にまた、御承知のように、元来OPEC等海外におきましても諸種の考え方がございまして、こうした各般の情勢を踏まえまして、目下総合エネルギー調査会におきまして検討を進めておるところでございます。

○多田省吾君 そうすると、現在まだ適正な石油備蓄量ほどの程度にすべきかということにつきましては、六月末は五十七日分だ、この分をいくと七月末、八月末はもっとふえるだろう、こういうふうな成り行きまかせの考え方、石油備蓄量を考えておられるのですか。

○説明員(渡辺全祐君) 七月以降の原油につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、まだ確たる見通しが持てないでおる状況でございます。

輸入に伴います原油等の備蓄につきましては、さしあたり、先ほど先生御指摘のとおり、昨年の十月末の水準、絶対量でございますが、これ程度の備蓄になるかと、六月末で予測しておるところでございますが、その後についてはなお判断を許さない状況でございます。

なお、根本的なあり方等につきましては、諸種の変動要因がございまして、今後総合エネルギー調査会等におきまして検討を鋭意早急にいたしたい、このように考えておるわけでございます。

○多田省吾君 最後に、自治省と環境庁にお尋ねしたいと思うのですが、従来、最近のいわゆる電力会

社や地方自治体への反対陳情というワクを乗り越えて、最近では、環境権というものを背景にして、伊達とか豊前の両発電所に対する建設差しとめ請求の訴訟とか、あるいは四国電力における行政不服審査法に基づく異議申し立て、あるいは地元市町村長に対するリコール請求を行なうとか、こういった事態になっており、新しい局面を迎えているわけですが、いずれにせよ、こういう非常にきびしい現実、深刻な現実を、環境庁や自治省ではどのように考えておられるのか。

○説明員(青木英世君) いま先生からお話がございましたように、工場立地あるいは火力発電その他公共事業の実施等をめぐりまして、住民との間に意見の対立を生じておられることは御指摘のとおりであります。環境庁といたしましては、これらの開発によりまして、人の健康とか、あるいは生活環境に対して悪い影響が出ないように、事前に環境についての影響の評価を十分徹底してやっていたら、こういうようなことで、こういうことを未然に防止していきたい、このように考えておる次第でございます。

○説明員(砂子田隆君) ただいまのお話でございますが、福祉優先の考え方が進んでまいりまして、さらに環境問題が深刻化してまいります。それと同時に、国民の権利意識というものがたいへん強くなつてまいります。昨今におきましては、お話のように住民運動が非常に強力なものになってくるというところは、疑いのない事実であらうと思えます。これに對しまして行政の側では、その受けとめ方といたしましては、そういう住民運動の根底にあります参加意識というものを着目をして、さらに行政の参加のあり方を説明していくことが非常に重要なことであらうと思えます。もちろんその前に、住民の生活環境に影響を及ぼすような事業主体というものは、自分たちが生活環境の維持に關して十分に理解が得られるように、常に住民に対する対策をとる必要があると思えます。ただ従来、市町村なり府県なりにおきましては、広報活動なり、さらには市町村の地区ごとに懇談会等開きま

して、公聴につとめておるところではありますが、これらにもなお十分研究をする余地が残されているように思えます。ただ、住民参加というものが、単に地域エゴの発言にとどまるということのないようにするためには、さらに学校教育なり社会教育なりの中で、地域における話し合いを進める、住民参加の質の向上につとめるということがたいへん大事であらうと思っております。

最後に、やはり基本的には、環境整備に關します行政というものを強力に進めていって、住民の不安を解消していくということがきわめて大事なことであらうと存じております。

○多田省吾君 自治省にお尋ねしたいのですけれども、今回の電力料金大幅値上げに伴う一般消費家庭の負担緩和策として、一つには、免税点を現行の月額千二百円から二千円に引き上げる、あるいは税率を現行の六%から一%下げて五%とするということに決定されたようで、本年九月から実施されるようにありますけれども、新料金の実施は六月一日で、六月一日より八月末までの三ヶ月間の免税点と税率はどうなるのか。また現行どおりの税制とすれば、その間の税収、増収見込みはどのくらいか。また、税率を一%引き下げる根拠というものをどう考えた上でなされたのか、この点を尋ねておきます。

○説明員(中野成君) いまお話がございましたように、今回の電気料金の改定に伴いまして、電気税の負担の軽減をはかるということから、自治省といたしまして、いまお話がございましたように、免税点を千二百円から二千円に引き上げますとともに、税率を六%から五%に引き下げる、そういう方向で今後政府部内におきまして調査をいたしまして、できるだけ早い機会に法案を提案したいと考えておるわけであります。

そこで、それまでの間の税率と免税点はどうなるかという御質問でございます。これは、税率につきましてはそれまでの六%、免税点につきましては、今国会においてすでに改正されたわけでございます。千二百円ということになるわけでは

ございます。

それまでの間、かりに免税点の引き上げ、税率の引き下げを九月一日から実施するといったした場合におきまして、それまでの間電気料金が上がりましたならば、どれだけ増収になるかということでございますが、約百億ぐらいというふうには考えておるわけでございます。ただ一般家庭用の電灯分については考えますと、自治省の案のとおり、免税点の引き上げ、税率の引き下げを実施した場合におきまして、平年度ベースでは、電灯分につきましてはむしろ持ち出し減税というふうなことになるわけでございます。したがって、かりに九月実施の場合でございますが、本年度の増収分のほとんどは消費者に還元されることになるのではなからうかとこのように考えておるわけでございます。

それからもう一点、税率の引き下げの問題でございますが、免税点の引き上げだけでなく、税率につきましても一%引き下げる方針といたしたものは、今回の電気料金の値上げが非常に大幅でございますし、かつ九電力会社一斉の値上げでございます。そういうようなことから、免税点以上の上世帯につきましても、税負担を緩和する必要はあるというふうなことを考えたことによるものでございます。

○多田省吾君 もう一点、自治省にお尋ねしたいのですけれども、もしガス料金なんか値上げされた場合は、電気税同様ガス税も大幅な減税が必要と考えますけれども、これはどのように予定されておりますか。今後、電気ガス税は全部撤廃していくという方向で考えておられるのか、あるいは免税点は大幅に引き上げるけれども撤廃はしない、こういう考え方に立っているのか。私は、やはり一般標準消費家庭なんかはもう全部免税にすべきだと、このように思いますが、これはどのようにお考えですか。

○説明員(中野成君) ガス税の問題でございますが、近く、ガス事業者の大半を占めます大手のガスでございますが、値上げを申請するやに聞いて

おるわけでございます。その値上げが実施されまして、また値上げ幅が大幅な場合には、税負担の軽減、合理化につきましても検討したいというふうな考えておるわけでございます。

それからあとの問題でございますが、電気税、ガス税は、電気とガスの消費に担税力を見出しまして課税しようとするものでございます。所得課税の補充税としての役割を持っておりまして、普遍性に富んで、市町村の有力な税源に実をなつておるわけでございます。こういうことから、これを廃止することは困難だと実は考えておるわけでございます。ただ大衆負担とならないように、免税点制度によりましてできるだけ零細負担を排除する、そういう方向で考えてまいりたいと思っております。

○多田省吾君 最後に、大蔵大臣にお尋ねをして終わりたいと思っておりますけれども、いろいろ聞いておりますと、こういう電源開発三法というものを考えますと、まず第一に、こういう田中内閣のもとでは、田中総理自体が、これからの経済成長につきましても、欧米諸国を上回るプラスアルファの成長を見込まなければならぬとか、あるいは口では省資源型産業構造に転換するんだと言っておりますけれども、通産省の御説明聞いても、なかなかはっきりした基本方針というものがまだきまつていないようにも思えますし、またもう一点、結局この電源開発促進二法というものが、財源を調達して、地域住民の方々に若干のメリットを与えるとはいっても、結局、公害とか、あるいは原発の安全性というものを考えた場合に、まだまだ監督権の基本政策というものが確立していないような、こういうことから、ますますこういう電源開発促進二法に對する反対運動というものが強く巻き起こるわけですね。

(理事河本嘉久蔵君退席、委員長着席)
こういった公害や安全性ということを最重点に考えない電源開発促進二法というものが、かえって公害を地域住民に与えるような気をするわけです。大臣としてこのような点、いま申し上げたよ

うな三点について、前向きにほんとうに考えておられるかどうか、この点をひとつ最後に伺ひしておきたいと思ひます。

○國務大臣(福田赳夫君) 先ほども申し上げましたが、いま地域社会で電源、発電所をつくることに對して拒否反応を示す、それはなぜかと申しますと、一つは安全性の問題がある。それから一つは、いま御指摘の公害その他環境との調和、そういうものについて不満を持つ、こういうことなんでありまして。そこで、そういう隘路を開いたしまして、緊切な要望となつておる発電所、特に原子力発電所を急速に進めたい、こういう考えをとつておるわけでありまして。

そこで、安全性の問題につきましては、これは國の基本にかかわる問題でありまして、別途強力に進めますが、地域社会との調和融合という問題につきましては、これはたゞいま御提案をいたしておられます法律によつて、これは全部がこれで処置できると思はれませんけれども、まあかなりの部分が処理できる、こういうふうな考へておるわけでありまして。なお経済政策全体として環境、公害、そういう問題にこれから特に配意しなげやならぬと、この点につきましては私も同感でございます。

これからの経済の運営というものは、まず何といつても資源がどういふふうに入つてくるかといふことについての確な見当をつけなげやならぬ、それからなお、こういう狂乱といわれるような物価の状態、これを再びかもし出すようなことがあつては断じて相ならぬ、また国際収支、これについて内外の信用を博するという状態を確保しておかなければならない。そういう問題と同時に、いま御指摘の公害とか、自然環境との調整とか、そういう問題、そういうことを広範に考へての経済政策ということになると、いままでの成長一本やりの考へ方、こういうことにつきましては、これはもう根本的な転換を必要とする、そういうふうな考へており、田中首相も、これからの経済は安定成長じゃなげやならぬと、こういうふうな

言つておる、こういうふうな御理解願ひします。

○栗林卓司君 いま大臣が、問題点として、安全性と、それから環境との調和という二つの点を大きく取り上げられたわけですが、安全性に對する費用、あるいは環境との調和を確保するための費用、これは考へ方として整理をしてみますと、それぞれ原因者である企業が一義的に負担すべきものというふうな普通考へてきたと、いま、税の議論をするわけですが、この安全対策に關する費用あるいは環境との調和にかかわる費用というのは、実は税に求めるんではなくて、それ以前の問題として、それぞれ発電所を設置する者が負担をし、そのコストの中に妥当な限り入つていくという筋合いのものではないんだらうかと思ひますけれども。

○國務大臣(福田赳夫君) 安全性の基本的原理とか、そういうふうな非常な基礎的な問題につきましては、これは國が調査し、またこれを開発していくと、こういうことになるわけでありまして、費用負担は國であります。それからそういう國の研究開発と並行いたしまして、企業が発電所を設置する、その企業の発電所に直接つながらる部門は、これは企業の負担でとり行なう、こういうことになるわけでありまして。この二つは、今回提案を申し上げている税並びに特別会計による支出とは關係はありません。それで關係が有りますのは、そういう発電所を設置した結果、環境を破壊するとか、そういうものに対する施策でありますとかあるいは温水について、これは会社が対処するといふことが大部分であります。あるいは地域社会そのものが何らかのことはしなげやならぬと、そういうような面があるいは出てくるかもしらぬと、そういうようなものに對処するとか、そういうようなことでありまして、直接の公害対策、これはまあ会社が負担をする、それから非常に基本的な問題の研究開発、これは國が負担する、それからそれらに關連いたしまして、発電所の設置とつながりを持ちながら、何らかの形で公害問題が発生するといふ際に、この税による収入を財源

として、その対策を講ずるといふこともまたあり得ると、こういうことであります。

○栗林卓司君 何となくよくわからないんでございますけれども、ただ奥歯にはさまった言い方になる背景もわかる気がします。実は環境との調和ではなくて、環境に對するかさ上げなんです。前回大臣にお伺ひしたことをそのまゝおかりすれば、色をつけた、それはそれでわかる気がしますが、一つの当面の対処としては、ただ色をつけたことによつてはみ出す部分をどうしておいでになるのかを実はこれからお伺ひしたいと思ふのですけれども、いろいろ公共施設を周辺につくつていきたい、整備計画は都道府県知事がおつくりなさい、こうなるわけですが、これが一般財源でやる場合には、主としてこれを管掌するのは自治省であり、もちろん大蔵省であるといふことになるんでしよう。ところが、これは目的税で入ってくるものですから、主たる官庁は、大蔵はもちろんとし通産省という組み立て方に変わつてくるわけですが、このことのよしあし、たくさんあちからこちらにつくつて、それぞれ色をつけていく、かさ上げをしていくといふことになる、そういう形での地方自治への介入——介入といふこととは適否は別にしまして、それを通産が主務官庁として入つてくるといふことがいふんだらうか悪いんだらうかといふ不安を片方に持ちながら、しかし考へてみると、地方自治体が計画するいろいろな地域整備計画について、通産がこゝろ入りながら、そのかかる費用といふのは企業に負担させる、税で。税でかかるもんですから、これは價格転嫁についてたいへん説明がしやすい。この仕組みがころがり始めますと、便利ですから、今後活用されていきはすまいか、その意味で、この手の、これは税調にもかけないような異例な取り組みであることはさいぜん大臣がおっしゃるとおりでございますけれども、この手のやり方というのは今後広げて活用するおつもりはございせんか。

○國務大臣(福田赳夫君) これは前回も申し上げたんですが、とにかく目的税を設置すること、また特別会計をつくること、こういうことは、これは非常に異例のこととございまして、これを前例とするといふようなことは考へません。○栗林卓司君 そこで、重ねて大臣に承りたいのですけれども、前例とはしないことわかりました。そのときに、前例としない歯どめをどこに求めておいでになりますか。

○國務大臣(福田赳夫君) それは政府、特に大蔵省が中心になつて考へているもう長い財政原則です。つまり財政は総合的にこれを管理しなげやならぬ、したがつて、目的税といふものは、これは排除しなげやならぬ、また特別会計をみだりに設置すべからず、こういうこと、これはもう歯どめも何も、そういう問題じゃないんです。財政の大原則である。そういうことで、政府がその姿勢をえくすすることがなければそのまま実行されていく、こういうふうな御理解願ひします。

○栗林卓司君 その大原則は重々承知しているのですけれども、大原則を踏まえながら、こういう案が出てまいりますと、これはたいへんことばが適切でないかもしれせんけれども、こうなつた断固として反対運動を起させなければ損をするじやないかといふ気が、実は中を見ながら、してしかたがないのです。そのときの歯どめを一体どこに置かれますかといふことになる、なかなかむずかしいじやないか。ただ、いまおっしゃつた総合的にといふことに関連して、その色をつけたことによつてはみ出した問題の一つとして、別な角度からお聞きしたいのは、午前中にも、きょう参考人の御意見を伺つたのですが、片方でそういう立地対策を打たなきやいかぬ、といつて特定地域に對する特定対策といふのは、従来の税制あるいは税の配分といふことからいってなかなかない、いまない、これもだめ、あれもだめ、これもだめといふ消去法で考へていくと、結局これもまた新しい仕組みとして考へざるを得ないのではないでしようか。たいへん苦しい角度から説明をされておられました。その意味で、実は今回こゝろいったものができてきたといふのも、税制の仕組みなり、

税の配分なりというものが、特定地域に対して重点施策がなかなか行なえない政治環境があるんじゃないか。したがって、そこを含めて今後直していく、もっと平たく言いますと、たとえば地方交付税なら交付税でけつこうですけれども、そういったものを画一的でなくて、重点的にこの地方には交付税を配分する、他の地方には、あなたのほうと違ふんだと納得を求めるといふような仕組みを中に織り込んでいくことも必要なんではないのか。そういったものも可能になれば、今回のものは例外として、これからは一般財源の配分の中で十分消化ができるんだということが言えるし、大臣が言われた、大蔵省は総合的に見てまいりましたということばも、ことばどおりに受けとめられるのではないでしようか。その意味で、地方交付税の各地方に対する交付のしかたについても、見直しを同時に始めていかないと歯どめがきかないと思うのですが、いかがでしようか。

○国務大臣(福田赳夫君) 交付税には、一般交付税と特別交付税とありまして、一般のほうは、一般的な基準がありまして、これは平均的にやる、それから特別交付税のほうは、それで救済的な、たとえば災害でありますとか、そういう事情を考慮して各市町村に配分する、こういう仕組みになっておるわけです。それで、ある程度地域社会でのいろいろな特別の案件の処理というものが進むんです。しかし、それも程度問題でありまして、やはりこのごろ非常に緊切な、いま国家的要求になつておる原子力発電所の設置、しかも、それには相当手厚い対策が必要である、こういうことになりまると、どうも地方交付税の領域だけでは解決されない、そういうところから特別交付税の機能、そういうものを乗り越えた何かの施策を必要とする、そういうことから今回の発想になったと、こういうふうには御理解願います。

○栗林卓司君 いまの御説明で少しわかりかねましたので、もう一度お伺いするんですけれども、その特別交付税の機能の中で、実は電源立地するところについて特別対策を講ずるといふことも

やつてできないことではなかったんじゃないのか。おそらくいま御指摘の点というのは、特別交付税といつてもまるまる見るわけじゃない、今回の御提案はまるがかえ、全部交付金でまかなう、こういう基本的な違いがあるんですけれども、おそらくそのところではなかなか交付税じゃないかなんかという御説明なのかもしれない。しかし、思い切つて言えば、まるまる見たつてかわらないではないんです。か、そういう幅を特別交付税の運用の中につくつていけば、今回の法案について、電力のようにストックもきかない、輸入もできない、しかも、その確保が、国家的大事であるものについては特別の措置が必要だという御説明ですが、別にそのようなことをしなくても、特別交付税の運用の中で機動的に消化ができるんじゃないか、重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) まず、特別交付税と申しまして、その財源、原資をどうするか、こういう問題があるわけです。ところが、特別交付税は、交付税の一部をさいて、そうして一般と別除して運用をする、こういうことであります。そこで、財源としては限られたものである。ところが、いまは非常に国家的に緊要な目的になつておる発電所の設置、特に原子力の発電所の設置を進めようという際には、やはり特別の財源を用意しておいたほうがいい、こういう考え方が、今回の税を創設し、そうしてそれを目的税とする、こういうことにいたしましたわけでありま。そういう一つの財源をひとつ確保しておく、安定的な財源をととのえておく、こういう目的が一つあるわけでありま。

それから、今度は支出の面になりますと、これは交付税でありますれば、何としてもこれは地方自治体の自主的な財源、そういうものでありますから、これはいかようにも使用し得る。そういうことになりま。これは今回の税を使用する、これはどこまでも国家的目的ですね。つまり緊切な発電所の設置、これにまつわる対策として使用するわけで、いわば交付金とはいふものの、実際

上は補助金的な使命を持つておる、そういう性格のものであるということ。この両面から見ると、どうも交付税の機能の中ではこれをこなし切れないんじゃないか、こういうことから特別の措置を発想するということになったと、かように御了承願ひます。

○栗林卓司君 いろいろむずかしい状況になつておるといふことは言外ににじんでまいりますので、よくわかるんですけれども、ただ私、気になりますのは、きょう参考人としておいでいただいたこれは福島県の人でした。本来、因果関係がない公共施設の建設にこんな予算つけるくらいだから、よほど原子力発電は危険なんだと。これは皮肉な見方じゃなくて、そう見られるわけです。だから、国家的目的よくわかるんですけれども、今回の法案についてたいへん遺憾であることだけは申し上げておきたいと思ひます。

最後に、二点だけ確認の意味で伺ひます。最初の一点ですけれども、これは今回キロワットアワー当たり八十五円だったと思ひます。――をきめた算出過程というのはいらう――多少の出入りはあつたとしても、経済社会基本計画を下敷きにして計算をされたというように伺つております。今日まで権威のある閣議決定の将来計画はこれしかないわけですから、それもまた事務方の仕事としてはやむを得ないであらうという気がします。片方では、前回も大臣がこでこで答えになりましたように、経済社会基本計画が想定している九・四％という伸び率は、それはとても無理である、特に昨年末の石油危機以来とても無理であらうと言ふのは、われわれの胸に食い込むわけですから、そうであればあるほど、事務方の作業はとにかく前の下敷きに從つてどんどん進んでいく。片方大きな政策になると、それはそれでまた見直すということになると、じゃ一体どちらを見、どちらを足がかりにして考へて議論していったらいいんだらうか、実はこんな混迷も、将来の電力需給にからんでなかなかコンセンサスが出てこない理由なんではないかと思ひます。そう

いった意味でも、この将来計画の見直しというのは、急ぐ必要があるんじゃないか。再々いろんなところでお伺ひしていることではございませけれども、あらためてこの点だけ伺ひながら質問を終わります。

○国務大臣(福田赳夫君) 今回の税率の決定は、経済社会基本計画、これと関係はございせんです。なお、いかにしてああいふ税率をつくつたかということは、主税局長のほうからお答え申し上げます。

○政府委員(高木文雄君) 税率は、実はこの場合には、むしろ逆算的にきまつてきたということ。申し上げたほうが正確であると思ひます。いま通産省で考へておられる電源開発の全体の計画を頭に置きまして、そしてその中で、火力、水力、原子力というもののどう振り分けていくかという点については、今後若干こういう燃料事情との関連で変わつていく、それからまた全体の量も変わつていくことがあり得ると思ひます。思ひますが、それは一面におきましては、むしろこの種の交付金をより必要とするところの――総体は減りましたが、この種の交付金を必要とするところの原子力発電、火力発電のほうにウェイトが置かれていくことになりま。非常にいまのところ流動的でございまして、正確な見直しは立てがたいわけです。ございませけれども、ほぼ平年度現行ペースで三百億ぐらいなところでは、まずまずいけるであらうという見通しから出しておるわけございまして、それを現行の販売電力量との関係で、むしろ八十五円という金額を算定したものでございませ。

そこで、三百億という額が、これが適当かどうかということになりますと、今度は交付金の所要額の算定見込み額ということで御説明をしなればならぬわけございませ。その点につきましては、主計局のほうから説明をいたします。

○政府委員(辻敏一君) 平年度で約三百億と見込んだわけございませが、これは電源開発計画の見直しなり、公共施設の建設に要する経費の見積

もりなどを想定いたしましたして算定いたしましたものでございます。内訳といたしましては、電源立地の促進対策の交付金を約二百四十億円、原子力発電安全対策等の交付金を約十億円と見込みまして、そのほか予備費等を約五十億円を加えまして、合計いたしまして約三百億円を見込んだわけでございます。

○戸田菊雄君 本論については別途質問することにしたしまして、関係のない問題で申しわけないですが、米価問題について大臣の見解をひとつお聞かせ願いたいと思います。

自民党の米価対策本部等を通じて、最近、大幅に引き上げなくちゃいけない、こういうことを盛んに宣伝をされておりますが、今回の国民春闘といわれた労働者の賃上げは、おおむね三〇〇〇見当をいっておるわけですね。それで、大体要求額とその実行額、これを比較をいたしますと、割合でもって私の理解では八五〇〇見当にしているわけですね。ですから、大体米価につきましても、大幅引き上げというのは、その辺を土台にして大臣のほうもお考えになっておられるのか、どの辺を一体どの辺にしようのか、明確なものをいふ数字すぐに回答することにはならぬでしょうが、いろいろと財政当局として検討されておるでしょうから、その辺の見解ももしございましたら、まずお伺いしておきます。

○国務大臣(福田赳夫君) もう米価シーズンになりますので、大蔵省といたしましては、米価についても勉強は始めております。まだ農林省と接触はいたしておりません。これは何%アップになるかという点につきましては申し上げかねるのでありまして、結局これは、米価の算定にはその方式がある、生産費所得補償方式であります。これによりまして、物材の価格の高騰要因というものも取り入れられる、また都市賃金の上昇、これも取り入れられる、こういうことになるのです。が、やっぱり基本的な考え方といたしましては、その方式を堅持する。そうしてそれに当てはめる諸資料ですね、これはとにかく最も米価決定に近

い時期までの資料を見きわめて、これを適用する、こういうことにすべきである、そういう基本的考え方でありまして、その数値につきましてはまだ結果をつかんでおりませんので、それがいかなる数値になるかということにつきましてはお答えいたしかねます。さような段階でございます。

○戸田菊雄君 まあ各種検討中ということですが、確かに米価の試算方式は、生産費所得補償方式、その土台になる、たとえば農用資材、農機具、あるいは労賃、こういったものはやっぱり軒並み上がっておるわけですね。だから、資料を整備すればするほど私は、当然——農協の場合には一万六千七百四十円、こういうことをいっているわけですから、その満額までいかなくても、相当やはり物価の各種の資材値上がりその他を勘案いたしますと、ここに生産費所得補償方式ですから、それに見合う一つの米価を確定していくということになると思います。ですから、いまかりに国民春闘で各労働者が取った割合でいけば、その八五〇〇としても、額そのもので一万三千円見当、私の試算でいうと、いくというふうになりますね。従米のものが一万円ちよつとですから、大体六十キロ当たり二万何がしと、そういうことになっていくでしょう。そうしますと、大体国際輸入品の農産物その他と比較いたしますと、これはコストとしては、それでも私はいまのところは安いのではないかと。だから、国際的に見ても、あるいは国内における農用資材、農機具その他労賃一切含めて、そうして計算をしましても、全く八五〇〇以上見当の要求額に対する回答を与えなければ、いまの農民も理解はしないでしょうし、政府の方向としましても、大幅とは言えないのではないかと、この辺の詰め作業が、私は非常に段階としては大事なことではないだろうか、こういうふうな考えです。が、大体時期的に、いろいろ資料検討が財政当局として、まあ総理等は何か衆議院の農林水産委員会で一定の回答を出しておるようでありまして、非常に農民としては、いまの経済動向からいって、早期にという希望が実はあるわけですね。ですか

ら、そういう問題についても加味をして政府は検討すべきではないかと思うのですけれども、その辺の見解はどうでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) まだ農林省と打ち合わせはしておりませんが、大蔵省の見るところでは、生産費所得補償方式に当てはめるいろいろな資料、これが七月の上旬でしようかね、その辺にならぬと捕捉したいのではないかと、そんなような感じがいたしておるのであります。その捕捉ができた次第検討を始める、こういうことが妥当じゃないか、そうしてなるべく早目に決定する、こういうふうなことをいいたしたいものだというふうに考えております。

○戸田菊雄君 あと二点ぐらいで終わりますか。

一つは、追加払いの問題ですけれども、当初農協では二百九十四円ということできめたようですが、けれども、大会等で修正されました二千円、そういうことですが、これは春闘の中で同様に、社会的弱者といいますが、経済的弱者といいますが、そういう人たちに對して政府自身が当面のインフレ手当といいますが、そういう底上げのために一人当たり二千円見当総額百三十億、こういうことで支出を当初確定した時期があったんです。その後いろいろな情勢変化に伴って国会等を通じておとむね、私も積算しておりますが年金のスライドその他総体として見ますと五百億をこえるんじゃないかと思うんですね。いま農村の生活実態というものは、大臣も御存じのように農外収入がもう五〇%をオーバーしているんですね。本来の農業収入そのものというものはもう五〇%を割っている。だから、農家の家計をささえている台所というものは農外収入、出かせぎその他ですね。しかし、それも家計に回るのはごく、割合にして三〇%程度である。あとは機械購入、月賦販売、飼料、その他全部そっちへ行っちゃうんですね。そういうことですから、まさに私は、この五百四十万の全国の農家の、専業農家を除いた以外の兼業農家、これは第一種第二種を含めまして、八

五%見当あるわけでありまして、このやっばり層というものは、まさに社会的には経済的弱者と私は言えるんじゃないだろうか、そなたとすなわち、やはり同じようにそういうインフレ手当的なものに見合う追加払い、あるいは年金のスライド、こういうものに該当する、そういうものを考慮してもいいのではないかと、思うんですけれども、これは大臣の見解はどうでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 農家であらうとあるいは中小企業の方であらうと、つとめ人の方でありまして、いわゆる社会弱者、これに相当するものに対しては、これは社会保障的な考え方のもとに弱者対策の対象とする、こういうことでありまして、その中で農家だけ引き出して特別に処置をしなけりやならぬという理由はないのじゃあるまいか、そういうふうな考えでおります。いずれにいたしましてもまあ昨年米価は相対的に上がっており、その上げた生産者米価によりまして、米の収買はすでに完了しておるわけでありまして、それに対して追加払いを行なうという考え方はとるべからざるものである、かように考えております。

○戸田菊雄君 この生産者米価を上げれば、必然的に消費者米価引き上げになる等々のうわさがあるわけですね。これはいまの食糧法からいって、二重価格制度をとっているわけですから、法律的にはそういうことは考えられないんじゃないだろうか。しかし財政上、まあかりに一億三千万使くらいでしよう、政府が今回の買い上げをする俵数は、かりにそれが私の見積もり試算等で引き上がっていくとすれば七千億ちよつとこえる総額、食糧糶り入れと、こういうことになってくるわけですから、そういうことになったところで、金はどうでしょうか、財政上ですね。大臣考えてその辺あまり無理ではないかというふうな考えでしようか、いやそれは無理だよという、その辺ひとつ聞かしてくださいます。

○国務大臣(福田赳夫君) 消費者米価、生産者米価は、これはもう独立して考へべきものじゃない

午後五時四十九分散会

いと思うのです。基本的にはこれは相関連して考へべきものである。それは一つは、この財政、いま戸田さん御指摘の財政上の問題があるわけですね。いまだのくらの財政が許容できるかというお話でございますが、これは財政全体の中で一体どのくらいの補給ができるかと、こういう問題でありますので、米価の問題だけの立場から、幾らまでは許容できるんだと、こういうことはただいまお答えいたしたいわけでありまして。

もう一つ、しかし問題はあるのです。かりに財政上許容されるような生産者米価、消費者米価の乖離が出たと、こういう場合におきまして、一体それでその食糧制度がはたして維持できるのかどうかと、こういう問題がその乖離現象から起こってくるわけでありまして。その場合のことを考えなきやならぬ。つまり、政府が売り渡したその米がまた政府に逆流してくる、こういう現象が顕著に起こってくるという事態になると、これは食糧制度そのものが持ち切れないです。そういう二つのことを考えながら、どうしても生産者米価と消費者米価、これは相関連して考えなきやならぬ、そういうふうに見ておるわけです。ただ消費者米価の考え方をどうするかということは、なお一般の経済状態、つまりその消費者米価をどうするかということによって、いま非常に重要な問題であるこのインフレ問題とどういうふうに関係されるかと、こういうふうな角度のことも考へて、そのときどきの処置をきめなければならぬ、こういうふうに思ひます。

○委員長(土屋義彦君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(土屋義彦君) 速記起こして。

辻委員に申し上げますが、先ほど理事会の協議の結果、参考人に対する資料要求ですが、当委員会としてはとりませんので、辻委員個人の立場からひとつお願いします。

本案に対する本日の質疑はこの程度といたします。本日はこれにて散会いたします。

大蔵委員会会議録第十五号中正誤

ペ多 段 行 誤 正

四 (二カ所) 九 体系 体系

三 一 一六 算成 賛成

同第十六号中正誤

ペ多 段 行 誤 正

二 二 五 一 け わけ

七 四 八 一 二 け け

三 一 四 一 二 マネーサフライ マネーサフライ

昭和四十九年六月十三日印刷

昭和四十九年六月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局